



労働組合のなかの婦人

—— 1960年にいたるあゆみ ——



労働省婦人少年局

労働組合のなかの婦人

—— 1960 年にいたるあゆみ ——

労働組合のなかの婦人

目 次

第Ⅰ部 グラフでみた労組婦人

雇 用 者 と 組 合 員	3
1. 年次別、女子雇用者数および女子組合員数（第1図）	3
2. 年次別および男女別推定組織率の推移（第2図）	4
3. 産業別女子推定組織率の比較（第3図）	5
4. 産業別女子雇用者数と女子推定組織率（第4図）	6
組 合 の な か の 婦 人	7
1. 年次別、男女組合員の分布（第5図）	7
2. 女子組合員が比較的多い産業（第6図）	8
3. 産業別、男女別分布（第7図）	10
4. 製造業における女子組合員数（第8図）	11
5. 全国主要労働組合における女子の割合（第9図）	13

第Ⅱ部 組合のなかの婦人

1. 1960年にいたる労組婦人のあゆみ	17
2. 婦人と組合役員	18
3. 婦人対策機構	29
(1) 婦人対策機構	
(2) 婦人部等の設置、名称変更、解消、再設置等	
4. 組合がとりあげた婦人に関する諸問題	42

第Ⅲ部 婦人部の活動

附録 デイカソン女史の報告書（抜粋）

「婦人の組合活動を巡回視察して」

付 表

付表 1 年次別、男女別労働組合推定組織率.....	81
付表 2 年次別、産業別、男女別労働組合推定組織率.....	82
付表 3 産業別、男女別労働組合員数と雇用者数.....	83
付表 4 年次別、労働組合員総数のなかにしめる女子組合員の割合.....	84
付表 5 産業別単位労働組合数および男女別組合員数.....	85
付表 6 年次別、産業別女子組合員数.....	88
付表 7 府県別、単位労働組合数および組合員数.....	90
付表 8 全国主要労働組合系統表.....	91
全国主要労働組合婦人部、青年婦人対策部名簿一覧.....	93

は し が き

婦人少年局では、例年「労働組合のなかの婦人」を発行して、婦人労働者の組織状況、組合における婦人の地位、組合がとりあげた婦人対策、婦人組合員の活動状況等をお知らせしてきましたが、今回は、戦後から1960年にいたる10余年間の組合のなかの婦人に関する動きの概況をとりまとめました。

作成にあたっては、年次別の労働組合基本調査と、可能な限り集蒐した各組合発行の大会や婦人部代表者会議等の記録、機関紙誌、その他印刷物を主として参考にしましたが、ここにかかげました事例は必ずしもすぐれたもののみを集めたというわけではなく、ただなるべく広範囲にわたって実例をあげて御参考に供しようとするものです。

不備の点多々ありますが、婦人の労働教育に関心の深い方々や、婦人組合員のみなさんに幾分でもお役にたてば幸いです。

1960年1月

労働省婦人少年局

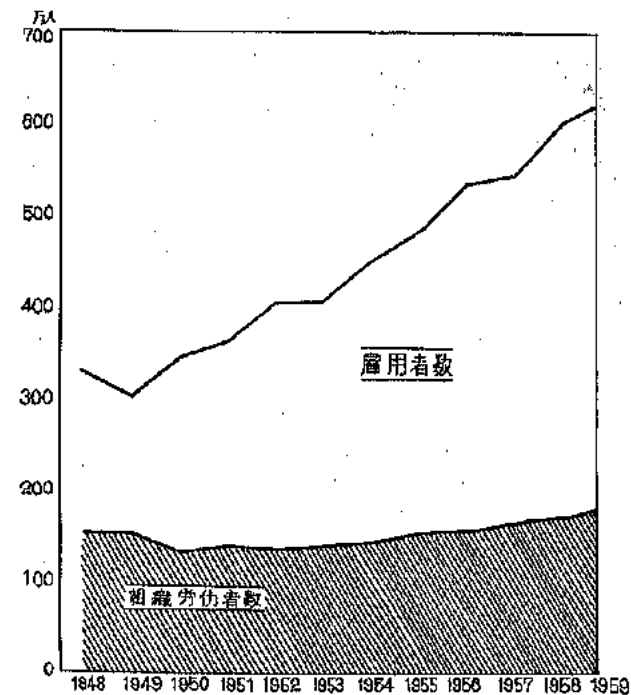
第 I 部

グラフでみた労組婦人

第1図 雇用者と組合員

— 1 —

(年次別、女子雇用者数および女子組合員数)



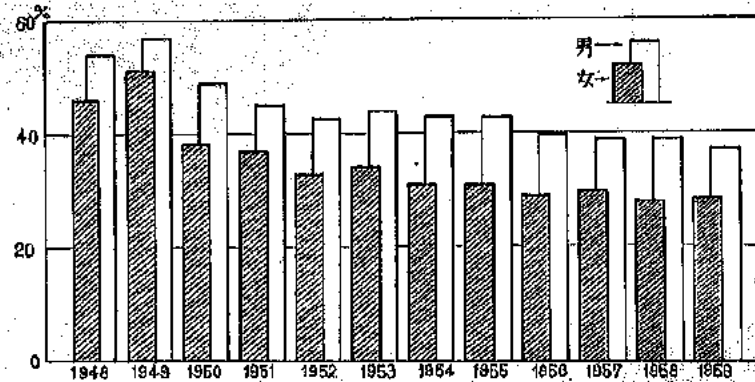
戦後の女子雇用者数と組合員数の推移をみますと、年々雇用者の増加はめざましく、1959年には630万人となり、48年の330万人の約2倍となりました。組合員の方はそれ程の増加はみせず、48年は151万人（雇用者の約1/2）、59年は177万人（雇用者の約1/3弱）とゆるいカーブをえがいています。

付表 1. 年次別、男女別労働組合推定組織率参照

第2図 雇用者と組合員

— 2 —

(年次別および男女別推定組織率の推移)



戦後飛躍的な発展をつづけた労働組合の組織化も、1948年の下期から、49年の上期を一応頂点として、49年下期からは逆に減少を見せはじめました。この原因としては、企業整備による事業の縮小、休路および行政整理が主で、ついで急増した労働組合に対する反省の結果おこった組合組織の問題等が考えられます。女子組合員の組織率の低下が男子のそれより大きいのは、組織労働者の減少というよりも、むしろ雇用者の増大によるところが大きいです。

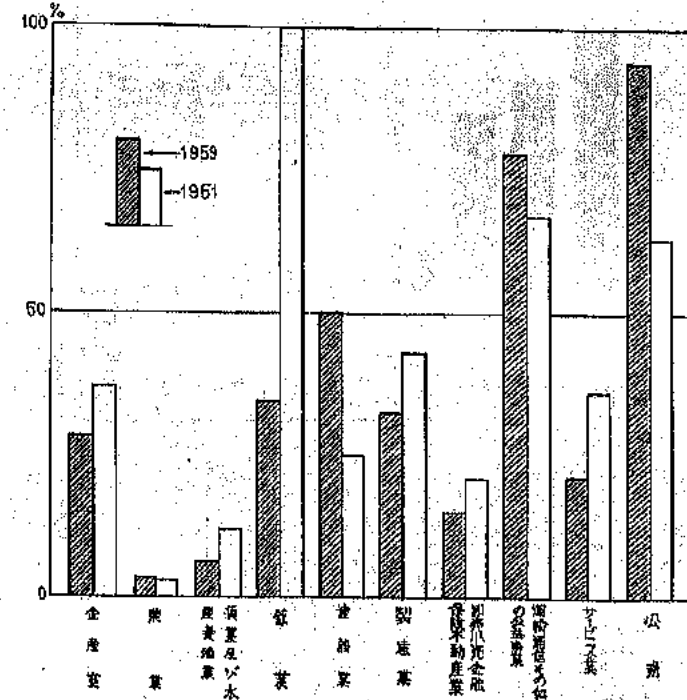
付表 1. 年次別、男女別労働組合推定組織率参照

第3図 雇用者と組合員

— 3 —

(産業別女子推定組織率の比較)

— 1951・1959 —



戦後間もない頃の女子推定組織率を産業別にみますと、飲業は100%組織され、ついで運輸通信67%、公務63%、製造業43%となつていますが、59年には公務が94%とトップで、ついで運輸通信78%、建設業56%、飲業84%、製造業32%の順となつています。

注 産業分類の変更により1951年以前とは比較できない。

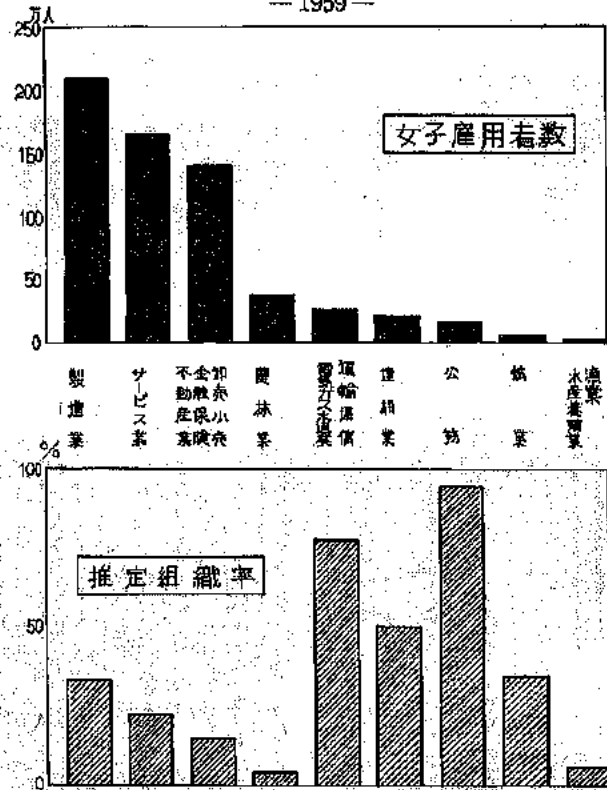
付表 2. 年次別、産業別、男女別労働組合推定組織率参照

第4図 雇用者と組合員

—4—

(産業別女子雇用者数と女子推定組織率)

—1959—



1959年の女子雇用者数と組織状況をみると、働く婦人が最も多く分布しているのは製造業（207万）、サービス業（164万）、卸売小売、金融保険、不動産業（148万）ですが、これらの産業における組織率は必ずしも高くなく、むしろ女子雇用者の少ない公務、運輸通信、建設業の組織率が率50%以上となつています。

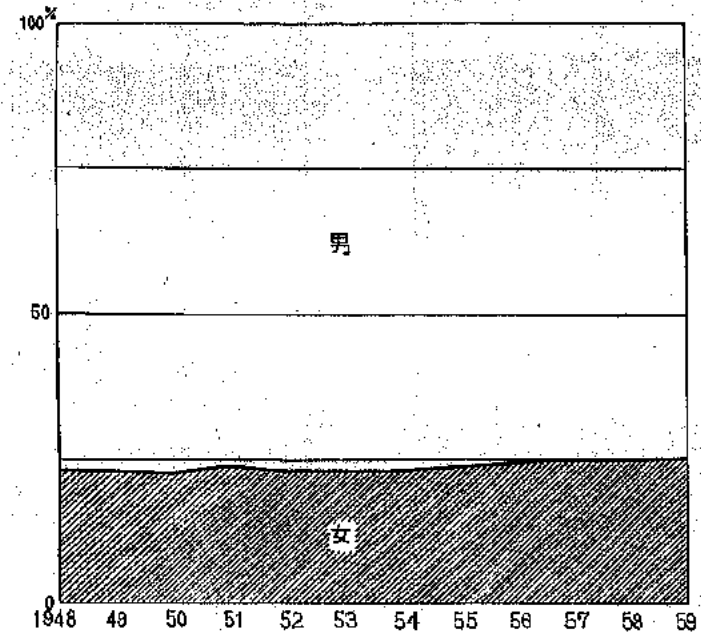
付表 3. 産業別、男女別労働組合員数と雇用者数参照

第5図 組合のなかの婦人

—1—

(年次別、男女組合員の分布)

—全産業—



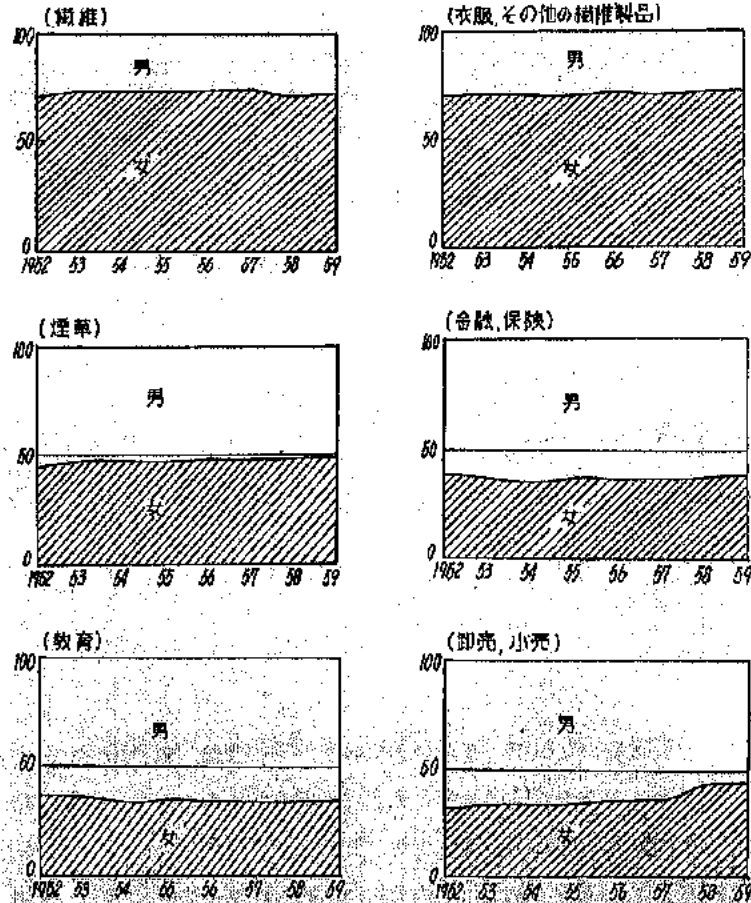
労働組合員総数のなかで、女子組合員のしめる割合は、戦後10余年をとおして、ほとんどいつも1/4の分布を示しています。このことは、組織の構成員としての婦人の重要性を数のうえで裏書きしています。1948年から各年別にみると、48年には23.1%であつた婦人の割合は、その後、多少の消長をみせながら、その割合は徐々にたかまつてきており、59年には25.0%はにのびています。

付表 4. 年次別労働組合員総数のなかにしめる女子組合員の割合参照

第6図 組合のなかの婦人

— 2 —

(女子組合員が比較的多い産業)



付表 5. 産業別単位労働組合数および男女別組合員数参照

女子組合員の占める割合が最も多い分野は繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業で、1948 年以来現在まで常に女子の比率は組合員総数の 70 % 台を保っています。ついで、煙草製造業 (約50%)、金融保険業 (約40%)、教育 (約35%) もそれぞれ多少の昇降をみせつつも、だいたい一定の比率を示していますが、卸売小売業だけは年々漸次上昇して 59 年には 45 % となっています。

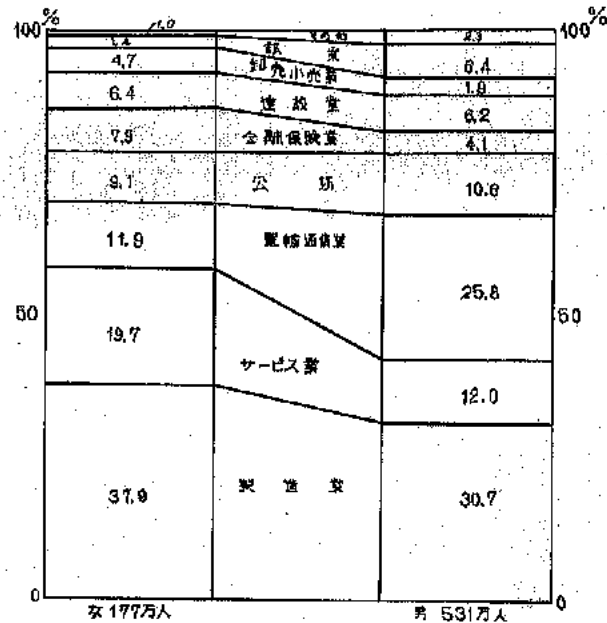
注 1952年以前は資料不備のため、図にできない。

第7図 組合のなかの婦人

—3—

(産業別、男女別分布)

—1959—



産業別に男女組合員の分布状況をみると、どちらも製造業、サービス業、運輸通信業に多くの組合員が分布していますが、その割合にはそれぞれの特性がみられます。女子組合員についてみると、製造業67万人（全産業の37.9%）が最も多く—このうち42%は繊維工業—、サービス業の34万9千人（19.7%）がこれにつぎ—うち69%は教育—、運輸通信業は19万8千人（11.9%）—うち56%は通信業—、公務16万1千人（9.1%）—うち86%は地方事務—、金融保険業13万9千人（7.9%）、建設業11万3千人（6.4%）、卸売小売業8万4千人（4.7%）、鉱業2万4千人（1.4%）となっています。

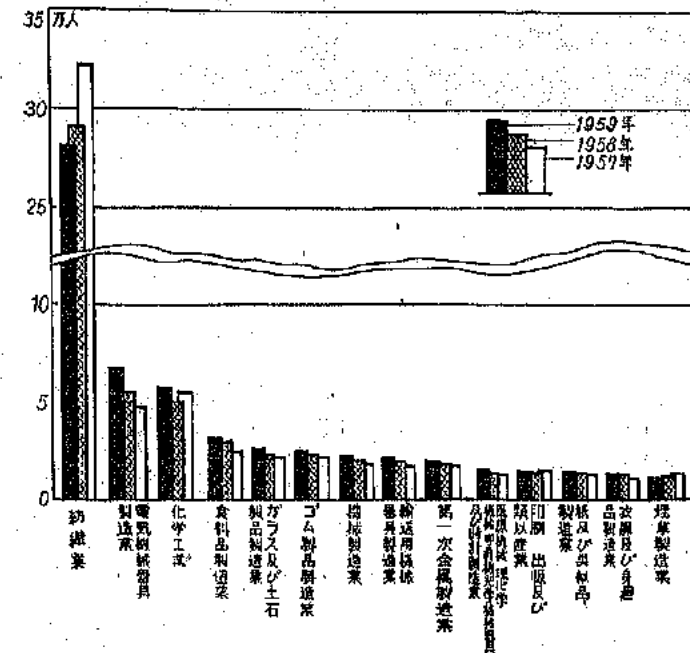
付表 5. 産業別単位労働組合数および男女別組合員数参照

第8図 組合のなかの婦人

—4—

(製造業における女子組合員数)

—最近3年間の動き—



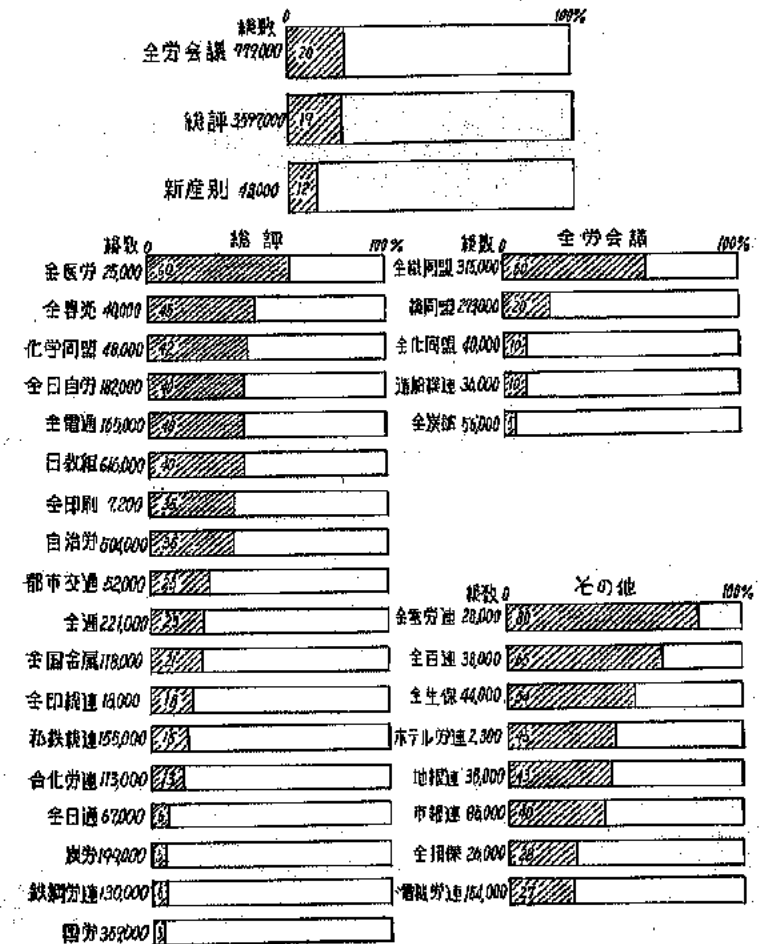
組合員の分布が最も多い製造業についてその内訳をみると、紡織業に圧倒的に多くの女子組合員がいることがわかります。製造業に働く女子組合員の最近3年間の動きをみると、全体としては、59万6千人、65万人67万人と年々ふえています。しかし、個々の産業をみると、増加しているもの、減少しているものがあることがわかります。特に女子労働者は景気、不景気によつてその動きが大きくわかれると云われています。

1959年に減少を示した産業は、繊維工業、煙草製造業ですが、前年の減少よりその率が低くなっています。他の産業では雇用の増大にともない組合員数も増加し、化学工業は58年に約3千人の減少を示しましたが、59年には7千人増加し、電気機械器具製造業、食料品製造業は年々大きく増加しています。特に電気機械器具製造業の増加は繊維工業の減少と対象的なカーブを示しています。

組合の中の婦人

—5—

第9図 全国主要労働組合における女子の割合



組合員数 1959年6月 労働省労働統計調査部調

女子組合員の割合 1959年6月 労働省婦人局調

第 II 部

組合のなかの婦人

1. 1960年にいたる労組婦人のあゆみ

いろいろな問題をはらみながらも、戦後の労働組合の急速な成長が、日本の社会の民主化に大きな役割を果たしてきたことは何人も認めるところでしよう。1960年からさかのぼって10年余の労働者の組織の推移をふりかえってみると、つねに、わが国の社会経済状況を反映して動いています。この労働運動の激しい消長のなかで、婦人はどのような影響をうけ、どんな歩みをのこしてきたでしょうか。

この間の婦人労働者の組織状況はその昇降によつて大きく四つの時期に分けることができます。すなわち終戦の年、労働組合法が公布されて以来労働組合に対する政府や連合国軍の助成、国民生活の窮乏等が相まって組織率が急カーブに上昇して遂にピークに達した49年までの時期、次は49年のピークを境に50年朝鮮動乱のほつ発までの経済情勢の変化にもとづく企業整備による事業の縮小やいわゆる組合運動へ各面から批判、反省が行われ組織率が急降下した時期、第3は動乱ブームによつて労働者の雇用が増大したため組織率の降下カーブが一時留まり、引きつづき動乱休戦会談開始により景気が後退しはじめ、再び降下を辿つた52年まで、そして第4はその後現在に至るまでで、その間、時期によつては経済が活況を呈したり、あるいはかなり広範囲の操短や企業整備、人員整理、金融引締等が行われたりして組織状況に小さい高低波のくり返しはありましたが、以前のような大きな変動はみられませんでした。

多くの組合の記録によるとこの間にあつてとくに婦人労働者の組織化にかなり大きな影響を及ぼしたとみられるものに1948年12月に出された「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」と題する労働次官通牒

があります。これは戦後の経済の混乱から組合の運動が民主的なあり方からはずれてきたため、連合国軍及び政府が終戦当初積極的にとっていた労働組合助長策を教育指導政策にあらためたために出されたもので、この中の教育指導の具体的指針として組合同約、労働協約の欠陥がとりあげられ「青年部や婦人部が独自の規約をもち、執行機関と決議機関を持つて行動することは組合の統制と調和を破壊し、民主的労働組合の原則に合致しないから、このような三重投票権を持つ青年部、婦人部は設けるべきではない」という箇所が多く、この組合において婦人部を解散させたり、婦人組合員が組合から脱退する結果を招いたらしく、さきにのべた第2期、49年から50年へかけての組織率急降下の大きな原因の一つでもあつたようです。

もつともこれには婦人組合員の早のみ込みによる誤解もあつたようで、通牒には前記事項につづいて婦人部の存在意義についても記されており、婦人部の存在を全面的に批判したものではなかつたわけです。このことに関する婦人組合員の動きは、後記3の(2)婦人部等の設置、名称変更、解消、再設置の項でくわしくふれることになります。(労働次官通牒写抜き参照)

2. 婦人と組合役員

「働く婦人が男子と肩をならべて組合活動に参加し、婦人の声を組合の中に強く反映させるためには一人でも多くの婦人が最高決議機関である組合大会の代議員や執行委員会の委員に選出されなければならない」ことは婦人組合員の合言葉となつています。そして多くの組合では一人でも多くの婦人が男子とならんでそのような代表候補資格者になるようにとの教育的目的をもふくめて婦人部等を設けています。これによつて一般に男子よ

り不得手とされている発言のしかたや会議の持ち方、自分達の生活を取りまく社会経済に関するもろもろの知識を勉強する機会を提供する等の努力を重ねてきたわけですが、この10余年間をふり返つてみると、婦人組合員の役員進出はつねに精彩を欠いているようです。もとよりこれは男子とくらべて婦人労働者は新陳代謝がはげしい、周囲の理解、協力が十分ではなかつた等々、ひとり婦人組合員の責任に帰し難い面も多々ありましようがなお婦人自身の強い反省とより一層の努力の余地も多分に残されているのではないのでしょうか。

婦人の組合役員に関する資料が不備であるため過去10余年間のくわしい実情はわかりませんが把握しえた乏しい資料の中からその傾向を追つてみることにします。

1949～1953年

毎年6月実施の労働省労働組合基本調査の1949年から53年までの分に女子役員に関する項目がありますが、これによると10年前の1949年における女子執行委員数は23,246人、女子組合員100人に対して1.5人の割合、また三役及び会計監査等の女子役員数は2,113人、女子組合員1,000人に対して1.4人となつています。また組合数の上でみると女子執行委員を1人以上出している組合は総組合数の25.5%にあたる8,851組合、三役及び会計監査を出しているのは4.0%にあたる1,374組合です。なおこの年は男子役員数をとつてありませんので男子の状況と比較することはできません。(表A)

翌50年から53年までは男子役員数も分つていますので男子の場合とも照らし合わせながらその間における女子役員の状況をしらべてみましょう。

50年は前年とくらべて女子の組合員数と執行委員数はそれぞれ20万人

表A 産業別、婦人の労働組合役員数

—1949年6月—

産業別	単位組合数	女子組合員総数	女子役員を有する組合数	女子役員数	女子執行委員を有する組合数	女子執行委員数	女子組合員総数に対する割合	
							女子役員	女子執行委員
全産業	34,688	1,519,782	1,374	2,113	8,851	23,246	0.14	1.52
農業	99	1,554	4	4	31	79	0.26	5.08
林業	564	6,859	7	7	46	80	0.11	1.10
水産	170	1,668	1	1	10	15	0.06	0.88
鉱業	1,468	9,008	15	17	255	480	0.18	5.32
建設	2,097	21,016	12	14	125	184	0.06	0.87
製造	13,503	636,024	679	1,064	3,447	11,646	0.16	1.83
ガス電気及水道業	759	15,311	5	5	119	216	0.03	1.41
商業	1,407	54,188	48	59	339	665	0.11	1.22
金融業	948	82,039	22	27	337	679	0.03	0.82
運輸業	4,408	188,966	76	115	1,182	2,402	0.06	1.27
通信業	438	13,803	45	84	164	516	0.60	3.73
娯楽業	3,195	268,341	290	530	1,336	3,937	0.18	1.46
自由業	5,374	144,245	163	178	1,405	2,215	0.12	1.53
公務及その他	258	17,243	7	8	55	132	0.04	0.76

役員とは委員長、副委員長、書記長及び会計監査をいう。
執行委員とは委員長、副委員長及び組合規約に基づいて選出された執行機関の構成員をいう。

労働省・労働組合基本調査

余、7,700人の減、三役及び会計監査は1,300人の増となっており、その後53年まで組合員数はだいたい横ばいをつづけ、執行委員、三役及び会計監査は漸次年を追って減少していますので、従て女子組合員総数に対する役員への進出割合も年毎に低下していきました。そしてこの女子役員の後退分は男子役員に進出によって年々埋め合わされていつております。すなわち執行委員を例にとつてみますと、それぞれ男女組合員100人に対する執行委員の数は50年女子1.19人、男子3.80人、51年1.16人と4.65人、52年1.16人と4.90人となっています。(53年は執行委員、三役、会計監査の延数のみ計上されているので他の年と比較することができない)

(表B)

表B 男女別労働組合役員数及び執行委員数の推移

年	女			男		
	組合員数	役員数	執行委員数	組合員数	役員数	執行委員数
1949	1,819,782	2,113	23,246	—	—	—
1950	1,304,332	3,429	15,569	4,466,917	116,531	169,936
1951	1,832,620	3,275	15,670	4,333,215	103,588	201,471
1952	1,322,014	2,981	15,300	4,397,546	107,008	215,352
1953	1,357,965	17,477	—	4,484,713	236,857	—
組合員数に対する割合	%	%	%	%	%	%
1949	100	0.14	1.52	—	—	—
1950	100	0.26	1.19	100	2.66	3.80
1951	100	0.24	1.16	100	2.39	4.65
1952	100	0.23	1.16	100	2.45	4.90
1953	100	1.29	—	100	5.28	—

役員とは委員長、副委員長、書記長及び会計監査をいう。

執行委員とは委員長、副委員長及び組合規約に基づいて選出されたその組合執行機関の構成員をいう。

労働省、労働組合基本調査

表C 産業別、男女別労働組

	組合員数 (A)		役員数 (B)	
	実		数	
	女	男	女	男
全 産 業	1,304,332	4,466,917	3,429	116,531
農 業	1,242	3,809	20	434
林 業	4,775	44,497	16	2,193
漁 業	1,517	51,891	3	659
鉱 業	53,453	460,512	46	5,935
建設業	18,210	203,661	57	6,099
製造業	542,871	1,293,965	1,632	40,513
卸売及小売業	49,842	116,568	115	4,941
金融及保険業	88,468	132,885	98	3,504
不動産業	252	730	—	22
運輸通信	130,828	1,199,272	317	21,927
その他公益事業	283,621	476,392	853	15,460
サービス業	110,726	438,973	246	13,756
公 務	18,527	43,712	26	1,086
分類不能の産業				

役員とは委員長、副委員長、書記長、会計監査をいう。

執行員とは委員長、副委員長及び組合規約にもとづいて選出された組合執行機

表D 産業別、男女別労働組

	組合員数 (A)		役員数 (B)	
	実		数	
	女	男	女	男
全 産 業	1,352,620	4,333,215	3,275	103,580
農 業	1,588	4,855	27	816
林 業	3,230	42,146	18	2,026
漁 業	1,217	43,847	—	532
鉱 業	44,521	425,628	33	5,091
建設業	25,009	190,080	67	5,829
製造業	598,332	1,281,409	1,502	35,400
卸売及小売業	36,831	75,078	102	3,353
金融及保険業	103,086	160,011	170	4,996
不動産業	250	634	2	26
運輸通信	120,245	1,168,862	301	21,032
その他公益事業	297,012	497,368	804	13,311
サービス業	121,068	447,446	247	11,130
公 務	211	91	2	46
分類不能の産業				

役員とは委員長、副委員長、書記長、会計監査をいう。

執行員とは委員長、副委員長及び組合規約にもとづいて選出された組合執行機

合役員数及び執行委員数

—1950年6月—

数		%			
執行委員数 (C)		(A)に対する(B)の割合		(A)に対する(C)の割合	
女	男	女	男	女	男
15,569	169,936	0.26	2.66	1.19	3.80
53	514	1.61	11.21	4.27	13.28
48	2,701	0.34	4.93	1.01	6.07
17	1,442	0.20	1.27	1.12	2.78
287	10,988	0.09	1.29	0.54	2.39
231	8,780	0.31	2.99	1.27	4.31
7,195	54,822	0.30	3.13	1.33	4.24
534	6,590	0.23	4.24	1.07	5.65
550	5,084	0.11	2.64	0.62	3.83
2	35	—	3.01	0.79	4.71
1,368	36,542	0.24	1.83	1.05	3.05
3,830	22,427	0.30	3.25	1.35	4.71
1,272	18,315	0.22	3.13	1.15	4.17
182	1,696	0.14	2.46	0.98	3.88

関の構成員をいう。

労働省・労働組合基本調査

合役員数及び執行委員数

—1951年6月—

数		%			
執行委員数 (C)		(A)に対する(B)の割合		(A)に対する(C)の割合	
女	男	女	男	女	男
15,670	201,471	0.24	2.39	1.16	4.65
88	881	1.70	1.68	5.54	18.15
37	3,549	0.56	4.81	1.13	8.42
5	1,465	—	1.21	0.41	3.34
251	11,669	0.07	1.20	0.55	2.74
384	11,504	0.27	3.07	1.54	6.05
7,620	67,058	0.25	2.74	1.27	5.23
456	6,299	0.28	4.47	1.24	8.39
730	8,796	0.16	3.12	0.71	5.60
1	45	0.80	4.10	0.40	7.10
1,232	43,810	0.25	1.81	1.03	3.76
3,885	26,447	0.27	2.68	1.81	5.32
978	19,874	0.20	2.49	0.81	4.44
3	74	0.95	5.08	1.42	8.12

関の構成員をいう。

労働省・労働組合基本調査

表 E 産業別、男女別労働組

	実 数		役 員 数 (B)	
	組 合 員 数 (A)			
	女	男	女	男
全 産 業	1,322,014	4,397,548	2,981	107,008
農 業 及 林 業	4,964	45,254	53	2,665
漁業及水産養殖業	573	43,849	2	544
鉱 業	43,529	433,671	21	5,229
建 設 業	52,274	223,553	99	6,797
製 造 業	560,472	1,279,216	1,309	34,865
卸売及小売業	44,593	94,831	132	4,613
金融保険及不動産業	95,737	151,924	154	3,999
運輸通信 及其他公益事業	144,421	1,224,733	328	24,562
サ ー ビ ス 業	274,490	482,896	680	12,907
公 務	92,995	343,304	201	10,305
分類不能の産業	6	108	—	6
駐 留 軍 関 係	7,960	74,209	2	516

役員とは委員長、副委員長、書記長及会計監査をいう。
執行委員とは委員長、副委員長及び組合規約に基づいて選出された組合執行機

表 F 産業別、男女別労働組合役員数

	実 数		役 員 数 (B)	
	組 合 員 数 (A)			
	女	男	女	男
全 産 業	1,357,965	4,484,713	17,477	236,857
農業林業及び狩猟業	7,100	59,260	105	5,327
漁業及び水産養殖業	1,043	32,852	6	1,295
鉱 業	39,415	425,977	208	11,952
建 設 業	58,325	209,538	1,032	14,428
製 造 業	563,706	1,308,754	7,180	71,205
卸売及び小売業	47,741	94,410	581	8,941
金融保険及不動産業	99,220	167,610	690	8,587
運輸通信 及其他公益事業	159,084	1,234,998	1,926	55,999
サ ー ビ ス 業	289,260	586,750	4,700	37,152
公 務	92,916	363,953	1,046	21,917
分類不能の産業	128	611	8	54

役員とは委員長、副委員長、書記長、会計監査の四役及び組合執行機関の構成
労働

合役員数及び執行委員数

—1952年6月—

数		%			
執行委員数 (C)		(A)に対する(B)の割合		(A)に対する(C)の割合	
女	男	女	男	女	男
人	人	%	%	%	%
15,300	215,352	0.23	2.45	1.16	4.90
127	4,999	1.07	5.77	2.56	11.00
5	1,531	0.35	1.24	0.87	3.49
205	11,857	0.05	1.21	0.47	2.74
767	14,958	0.19	2.91	1.47	6.40
4,864	69,000	0.23	2.64	1.97	5.39
550	8,816	0.30	4.86	1.27	9.29
645	7,632	0.16	2.63	0.67	5.02
1,560	50,363	0.23	2.01	1.08	4.12
3,679	26,314	0.25	2.67	1.84	5.45
879	18,989	0.22	3.01	0.94	5.51
—	12	—	5.55	—	11.11
19	1,246	0.02	6.96	0.24	1.68

関の構成員をいう。

労働省・労働組合基本調査

—1953年6月—

%	
(A)に対する(B)の割合	
女	男
%	%
1.29	5.28
1.48	8.99
0.58	3.94
0.53	2.81
1.77	6.89
1.27	5.44
1.22	9.46
0.69	5.12
1.21	4.53
1.62	6.33
1.13	6.02
2.34	8.84

員をいう
省・労働組合基本調査

次に女子が組合員総数の半数前後をしめて
いる産業について、同じく執行委員への進出
状況をみると、比較的女子が出ているとみら
れるのは製造業とサービス業で、50～53年を
とおして組合員100人につきそれぞれ1.3～
2.0人、これに対して男子は4～5人、卸小
売業は女子1人前後、男子6～9人、金融保
険業は女子0.7人前後、男子5人前後となつ
ています。(表 C, D, E, F)

1954～59年

54年以降は労働組合基本調査の調査項目が

変更され婦人役員に関する数字がとられていませんので、引続き現在までの比較はできませんが婦人少年局がここ4、5年間に把握した資料にもとづいて概況を推察してみることにしましょう。

婦人が組合役員へ進出することが依然として容易でないことは各組合の機関紙や、年2回全国の婦人少年室が主催する婦人労働こんだん会、その他さまざまな労組婦人の集会記録からもうかがわれます。もちろん中小企業の紡織関係等、労働者の大部分を女子がしめている地方の単組には、婦人の正、副執行委員長、書記長等を出している組合も相当数あることは事実ですが、大企業の組合、地方連合体、協議体、全国組織をもつ中央組合本部と組織規模が大きくなるほど、そして組合運動の規模が年を追って、大きくはげしくなるほど概して女子の役員進出はより困難となつていようです。

婦人少年局が56年と58年にしらべた全国組織をもつ組合の中央本部で、婦人対策機関が設置されており、婦人部自体の活動も活潑に行われていると思われるところにおける婦人の執行委員への進出状況をみると、三役に選出されている婦人は一人もないこと、婦人の執行委員が出ている組合は少く、その場合も、男子とくらべて進出割合が非常に低いので、組合における婦人の声は、婦人組合員数との関連において男子組合員とくらべると非常に弱いということが指摘されます。参考までに、56、58年を比較すると、58年の婦人役員の進出状況はほとんどの組合が前状維持もしくは後退しています。(図A、B)

婦人が役員に進出することが困難な理由として、婦人組合員連は次のようにいつております。

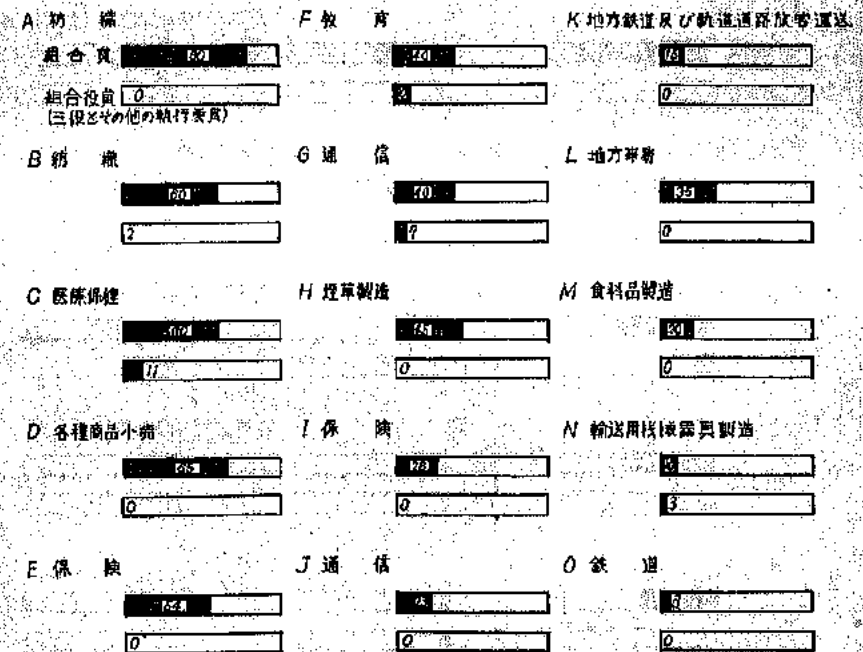
「社会的に婦人は差別待遇を受けているが、組合のなかにおいても男性の差別意識があり、少ない数の執行委員に婦人をいれては組合の活動力に支障をきたすといつて婦人役員を敬避している。」

図A 全国組織をもつ組合における婦人の組合員と役員

(見出しは所属産業中分類)

全数を100とする婦人の割合

—1956年—



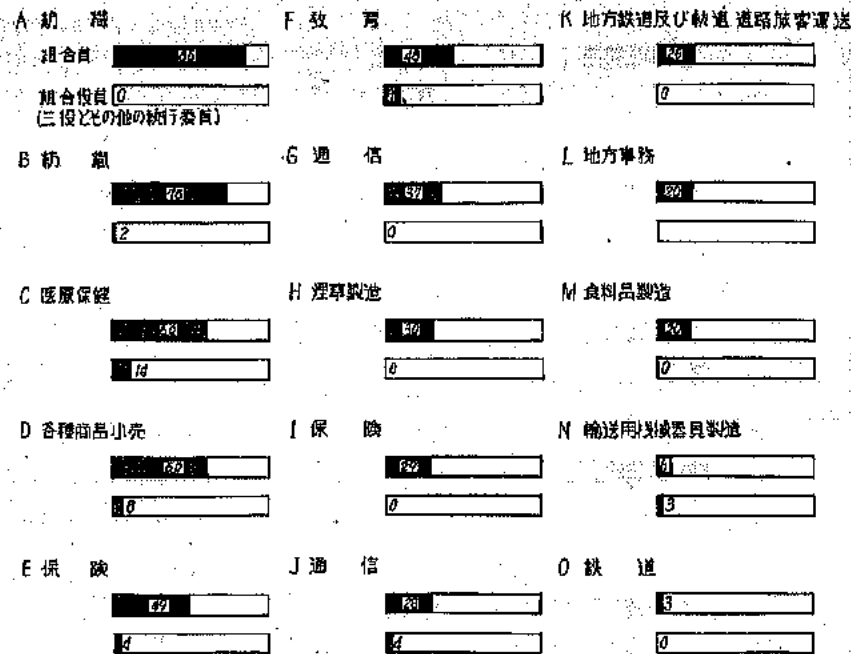
労働省婦人少年局調

図B 全国組織をもつ組合における婦人の組合員と役員

(見出しは所属産業中分類)

全数を100とする婦人の割合

—1958年—



労働省 婦人少年局 調

「職場で男子組合員が女子組合員に対して職制化し、第二の職制などといわれており、女子を雑用に使つたりしている。これに対し、女子組合員の怒りや、不満が多いが、反面では男子組合員への依頼心が強く、組合活動でも積極性をみせず、男子幹部に任せきりの状態が慢性化している」

「封建的な家庭の人間関係にも問題がある。両親や夫の理解がなければ、組合の婦人部の世話役はおろか、執行機関の役員にもなれるものではない。婦人の活動家が少い理由の大部分はこの点にある。すぐにお嫁にもらい手がなくなるぞーなどといい、組合の仕事を嫌う傾向が強い」

「組合員に婦人が多いのに婦人の役員が選出されないのは、婦人自身の中に問題があるからだ。未婚者、既婚者、未亡人、子供のある人、ない人の違いなどから、組合に対する期待や要求もまちまちであるため意志の統一がはかりにくくお互に足をひっぱりつこしたりして自分達の代表を役員に出そうという話まで活動が発展しない。」

3 婦 人 対 策 機 構

(1) 婦人対策機構

組合における婦人のための対策を専門に担当する機構は、その名称、型はいろいろですが、従来から多くの組合におかれています。

そして名称や型の違いは婦人対策機構がおかれた目的、性格、権限、組合のなかにおける地位、活動範囲などに密接な関係をもっています。

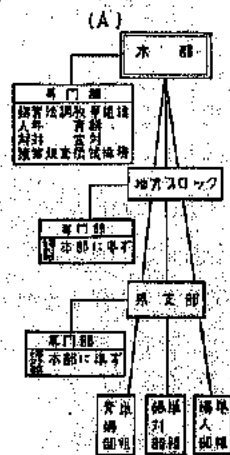
この機構は多くの場合、婦人対策に関して執行機関的役割を果たすものと協賛もしくは決裁機関的役割を果たすものとから成つています。前者に該当するものに婦人部、婦人対策部、青年婦人部、青年婦人対策部、あるいは組織部や教宣部のなかに婦人対策担当の部員をおいている場合、寄宿舎対

策部、生活対策部が婦人対策も併せ担当しているもの、その他常設の婦人問題こんだん会や婦人対策班等がみられますが、これらは事務局の専門部としておかれている場合、正式組織の附属機関又は特別機関としておかれている場合等、組合におけるその地位はまちまちです。後者に該当するものとしては婦人代表者会議、婦人対策委員会、婦人協議会、婦人部大会、婦人部中央委員会等があります。

そしてこれら機構の設置運営については組合規約等の中にうたわれているものも、うたわれていないものもあります。

多くの場合にみられる運営方法は、婦人部大会や代表者会議等において婦人部の年間運動方針、事業計画等が組合の大方針にもとづいて協議され、その結論は原則として執行委員会、組合大会を経て婦人部、婦人対策部等で実践に移されてゆくということになっています。又婦人部大会等が婦人対策の決議機関と規定されている場合は、その会議での決定のうち、重要なものについては執行委員会に報告されますが、他はだいたいそのまま婦人部が活動にうつしてよいことになっているようです。

次に婦人少年局が主要労組を訪問して把握した資料にもとづいて婦人部

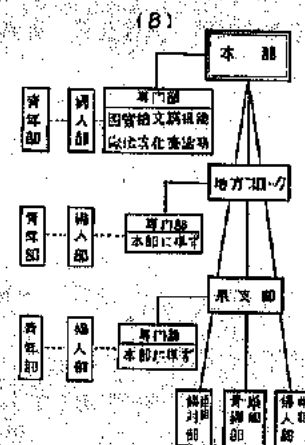


等の機構を簡単な型になおして図示してみましよう。但し、これはもつとも一般の基本的な型を示すもので、実際にはそれぞれの組合の事情によって、ちがった組織機構をもっています。

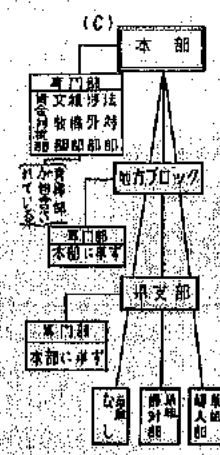
A型 もつとも一般的にみられる型の機構です。つまり、婦人部は本部の一専門部として設置されており、中間の地方ブロック、県支部毎にもこれに準じた形で婦人部がおかれています。

末端の単組にも、それぞれ婦人部がおかれて、本部との緊密な連絡のもとに活動が行われていま

す。ただし、同じこの型の機構であっても、婦人部長は必ずしも執行委員でなく、発言権のみで議決権のないものもあります。また、婦人部長の資格は A. 各単組より推せんし、または立候補して選出された執行委員でなければならないもの、B. 婦人部員の中から選び、執行委員が決定するもの、C. 婦人代表者会議で推せんし、組合大会で代議員の信任投票を行って決定するものなどまちまちです。

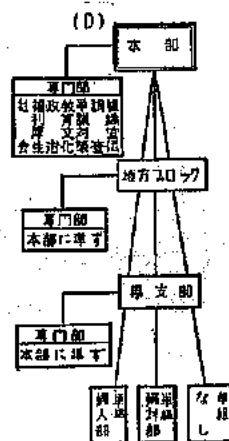


B型 専門部とは全く別個に、おかれている点がA型とちがっています。また、青年部と婦人部はきりはなしておかれており下部組織もすべて本部に準じています。したがって、この型では、婦人部長は全く婦人のみから選ばれており、婦人部長は婦人部でとりあげられた問題について、執行委員会での発言権はありますが、議決権はありません。



C型 専門部として独立して設置されていないで、組織部、文化部、教宣部などに包含して婦人対策を行っている型です。部長は、その専門部の副部長、あるいは、特にその仕事を専門に担当する婦人が就いているところもあります。下部組織の単組では、婦人部のあるところ、ないところなどさまざまです。

D型 本部には婦人部機構は全くありませんが、下部の単組では、必要に応じて婦人部を設けているところ、あるいは、婦人



対策を全くしていないところなどさまざまです。

以上のほかに、婦人部はないが婦人懇談会、婦人対策協議会、婦人対策委員会などの名称を用いて、婦人対策の窓口としてい

(2) 婦人部等の設置、名称変更、解消再設置等

婦人部の設置状況が労働組合基本調査ではじめて把握された1948年において、婦人部を有する組合は8,396、組合総数の24.7

%,そして翌49年には婦人部又は青婦人部がおかれている組合は28.2%にあたる9,772と、前年とくらべて数も割合もふえています。しかし50年にはさきののべた組合運動への各面からの批判等の影響をうけてか組合数そのものも著しく減少していますが、婦人部や青婦人部の設置率も降下し、16.6%となつています。(表G)

表G 婦人部等の組織状況

	組合総数		婦人部を有する組合		青年婦人部を有する組合	
	実数	%	実数	%	実数	%
1948年	33,900	100	8,396	24.7	—	—
1949年	34,688	100	6,608	19.0	3,164	9.2
1950年	29,144	100	3,183	10.9	1,647	5.7

注 48年青婦人部については数字不明 労働省、労働組合基本調査

そして48年12月の次官通牒にひきつづいて出された49年7月6日附、各知事宛の労務局長通牒「労働組合の組織と運営に関する協力と勧告の突

施について」のなかにとくに「婦人部のあり方(別添参照)」を示した事項もあり、これに拠るところもあつてか、従来の婦人部のあり方をきびしく再検討し、廃止したり、名称を婦人対策部や青婦対策部と切り換えた組合が多く現れ、いわゆる「婦人部の後退」といわれたのも、この1950年前後の時期でした。

51年以降については労働組合基本調査の項目変更で、婦人部の状況に関する事項がはぶかれましたので、全般的婦人部の設置状況の動きをみることはできませんが、この間、各組合における婦人対策機関が、さまざまな紆余曲折を辿っていることが、組合関係記録にみられ婦人部等の名称変更、解消、青年部との合併、再び婦人だけの機関の再設置等の形式上の変遷や、大会における「婦人の組織」に関する討論等からうかがうことができます。

次に51年以後の状況をいくつかの組合記録からひろいながらふり返つてみることにしましょう。

さきののべたように、50年前後は、たしかに全般的に婦人部の影はうすらいだようですが、やがてまたその必要性を唱える声は立ちはじめ、組織内の正式機関ではないまでも、常設の婦人こんだん会、協議会、特別委員会等の婦人対策を話し合う機関が諸所に姿をみせはじめました。

しかし、なかには活動を軌道にのせるのがむずかしく、名ばかりの対策機関で下部の組合員から批判の声が出るようになったところもありました。

事例1. —1951年—

全国組織をもつ連合団体の大会で、運動方針の審議中、婦人代議員より発言。

「今日までに100万余の女子組合員のために8回にわたる婦人代表者懇談会をもつて婦人の労働条件の改善につとめてきた。然し、未だに婦人なるが故の低賃金と差別待遇から脱却し得ない実情である。にもかかわらず、今日の大会に女子代議員はわずか6名しか出席していない。従つて今後各組各機関に積極的に婦人を送り又、下部組合もこの様であるべく指導し、同時に婦人労働対策強化のために規約第〇条による専門部を設置されたい。」

この発言は満場一致で採択され専門委員会として婦人対策委員会が設置されました。

事例 2. —1952年—

女子組合員を多くもつ組織関係労組の大会では同じく代議員から、「婦人対策組織について更に強化せよ。今までの婦人教育は不十分である」という批判がありました。

そして53、54年以来今日に至るまでこのような動きは全国的におこり、各組合の大会で、婦人対策活動の方針が具体的に討議されるようになりました。

とくに1955年、56年以降にみられる主な傾向としては、傘下に数多くの組合をもっている主要な連合団体で、下部組合に対し婦人対策専門機関として婦人部を設置するよう指導する一方、本部においても常設の婦人部長をおくようにというかなり強い体勢がうち出されているということです。

以下、この10余年間にみられた婦人対策機関の変遷状況及び「婦人部についての討論状況」例を二、三の組合記録からひろつて紹介し、参考に供しましょう。

組合における婦人対策機関の変遷事例

A. 婦人組合員が7割近くをしめるある組合では、組合結成当時の1946年に婦人部を設立していましたが、翌47年の大会で婦人対策部にきりかえ、その後6年間その形を持続したあと、53年に青年対策部を合併して青年婦人対策部とし、さらに翌54年には「組合活動そのものが婦人主体の活動である」という理由から、青婦対策部も解消し、それ以後は教宣部に包含して、同部所屬の一中央執行委員が青婦対策を担当することになり、現在に至つています。しかしこの間において、婦人に関する対外問題をはじめ、婦人に特殊の問題処理のためには、やはり何らかの婦人対策専門機関が必要であるとの声が高まり、教宣部に附屬する特別専門委員会として婦人研究委員会、後改められて青婦対策委員会がおかれています。

B. 組合の約3割が婦人である、ある組合では48年から51年までの3年間、専門部の一つとして婦人部を設置し、婦人部大会でえられた婦人部長は大会の承認をえて、そのまま中央執行委員となつていましたが、51年に婦人部は廃止され、1年間の空白の後、52年に青年婦人対策部として再設置されました。そしてさらに翌53年、婦人対策部と青年対策部とに分れ、その後5年間そのままの状態がつづきましたが、再び婦人側からの要望の結果58年、名称を婦人部と変更して、専門部でなく、特殊専門部という性格で発足し、現在に至つております。今回の婦人部長は自動的に執行委員にならず、中央執行委員会に出席して意見をのべることはできるが、議決権はないという性格です。

C. 男女の比率が7対3のある組合は、49年に青婦対策部を設立し、外形としては現在までそのままの状態がつづいておりますが、そのなかで婦人対策の内容は可成変遷しています。はじめの頃、青婦対策部に専従する婦人はおりませんでしたが、婦人代表者会議で数年にわたつ

て討議され、執行部に強く働きかけた結果、55年から同部内に1名の婦人の婦人問題担当者を専従させることになり、さらに翌56年からは名称も婦人常任委員と変更して、2名専従させ、今日に至っております。

D. ある労働組合連合団体の運動方針記録より抜粋した婦人対策機関について

1951年

本部に婦人対策委員会設置

1952年

本部に婦人対策本部設置、併行で傘下組合婦人代表者よりなる婦人協議会を設置。

新幹部養成の必要を考え、各単産は婦人の対策を確立する。

1953年

地方本部毎に婦人部を設置する。

婦人の活動及び主婦の組織化をすすめる。

1954年

婦人対策部を独立専門部とする。中央本部、地方本部にそれぞれ婦人部を設ける。

1956年

各単産、地方本部は、婦人部を確立するよう積極的に努力する。

他組合、未組織婦人労働者との協力提携をすすめる。

婦人活動家が専従できる条件をつくるよう努力する。

1958年

各単産、地方本部とも、婦人部の組織を確立し、中央地方の交流、オルグ活動を強化する。

本部所属の婦人協議会を解体して婦人対策部を設置する。

組織についての討論状況事例

A 労組

1948年臨時大会

規約その他の改正について「青年部長、婦人部長は執行委員とする頃を削除する」との動議が提案されました。

提案理由は「青年部、婦人部は特別機関であり、特別の権限をもっている。これは二重性格の存在で、これらの部を認めた当時と客観状況が変ってきている今、反省しなければならぬ時期がきている」とのべられ、これに対する賛否両論のおもなものは次のとおりです。

「青年部や婦人部の行動が規約の精神に離反しており、これが組合全体の行動に影響する場合がある」「執行部に青年、婦人部長がいなくなることは実質的に青年、婦人部を抹殺することになる。日本の封建的現状においては未だ必要である」「青年部と婦人部とを一緒に考えないで、切り離して考えてほしい」

採決の結果、動議は否決され、従来どおり青年部長、婦人部長は執行委員となることが残されました。

1949年全国大会

組合規約についての議事のなかに、再び前記の提案があり、今回は次の

ような修正案が出されました。「青年部長、婦人部長は中央委員会の議を経て中央執行委員となる」。そして再びいろいろ意見がたたかわれましたが採決の結果、修正案は多数の賛成がえられず現行どおりと決りました。

1949年臨時全国大会

再びこの問題に関して次のような修正案が出されました。「青年部長、婦人部長が自然的に執行委員となる特権を廃止する修正案」。

これに対する男女代議員の発言は「婦人の特殊性にかんがみ、婦人部のみは、青年部と切離して定期大会まで廃止を延期してもらいたい」「婦人は現状において男子と同等に組合の各級機関に進出することは極めて困難であるから、廃止することは均等の扱いとは思えない。廃止に対しては特例を認められたい」「本条の削除には賛成であるが、婦人部と青年部とは本質的に異なるので次期大会まで婦人部については特例をみとめられたい」「削除に賛成、しかし婦人部については中央委員に出すため全国区を設けるのがよい」「削除の確認の上に立つて婦人部については一考を要する」等で、採決の結果、修正案に対する賛成多数で青年部長、婦人部長が当然執行委員となるという規約は削除されました。

1950年全国大会

この年の大会で決定した規約中、婦人部に関するものは次のとおりです。

〇〇条 組合に婦人部をおく。婦人部は婦人組合員でつくり、特殊な活動をこの規約の範囲で推進できる。

規約付属覚書

〇婦人部は大会をもたない。

〇婦人部中央委員数は〇〇名を限度とする。

〇部長、副部長、常任委員等の選出は中央委員の直接無記名投票により選出する。

〇費用は組合費をもつてあてる。

〇婦人部長は中央執行委員会及び各級機関に出て発言することができる。

B 労 組

1949年全国大会

この大会にはGHQの係官が出席して「組合規約が本大会に於て審議されることになっているが、二重組織となるような青年部、婦人部は存在させるべきではない」という主旨をのべています。会期中、青年部、婦人部問題に関する審議にはいり、激しく論議された結果、青年部長、婦人部長の二重権利行使の廃止が決定をみ、次の点が確認されました。(婦人部関係について抜すい)

- 1) 従来婦人部の特殊専門部的性格を廃し、本来の専門部に返る。
- 2) 議決機関ではない。協議会的性格をもつものである。
- 3) 運営は新執行部に一任するが、部長は部員から選ぶが、当然に執行委員ではない。

討論中、婦人部に関する発言は次のようなものです。

廃止に反対する意見

- a. 「婦人部をより以上活潑にしなければならない。婦人部の意向を卒直に執行部に反映するために執行部に参加させるべきだ、形式的デモクラシーによつて斗えない組合にしないように」
- b. 「何故婦人が執行部に出ないか考えなければいけないと思う。私達の組合にはまだ封建性が残っていて婦人が役員になることがむずかしい状

態だ。前回の大会では婦人代議員は1人だった。今度の大会で4人になったが、こんな状態では婦人の解放のために、婦人部長の議決権は認めるべきである」

c. 「議決権を与えてこそ婦人の意思が反映される」

廃止に賛成する意見

- a. 「婦人部からは中央執行委員に出てくれといつても出ようという人がいない。よつて、廃止案を支持する」
- b. 「執行機関における議決権への参加のみが意志の反映ではない。平時の活動をとおして参加すればよい」

1950年全国大会

組織規約の改正案を審議中、代議員から「婦人部を青年部と合併して、青婦対策部と改正したい。理由は、青年及び婦人部の独自活動が組合の統一を害しているからだ。対策部を設置する必要は青年及び婦人部を一挙になくすよりは、内部に一応対策部を設置するのが適当である」という提案がありましたが、論議の決果、提案は否決されました。

(参 考)

「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」(写)

昭和23年(1948年)12月22日付
労働省発勞第32号
各都道府県知事宛、次官通達

今般民主的労働組合及び民主的労働関係助長のため、労働組合同約及び労働協約に関し、労働組合及び使用者に対する個別的指導を強化することとし、別紙の通り指導要領を定めたのでこれにより個々の組合同約及び労働協約に検討を加え労働組合及び使用者との会合を活潑に開きこの指針を伝えこれに合致しない組合同約、労働協約の欠点を是正するよう努められたい。尚これがためには、地方軍政部と緊密なる連絡を保ちつつ個々の組合同約及び労働協約に対する指導計画をたててこれを実施するよう図られたい。

労働組合同約に関する指針(抜萃)

(3) 特権的青年部等を設けないこと

多くの労働組合は、組合内部に青年部などの特別のグループを設置し、青年部は組合に対し、ある程度独自の活動をなし、又青年部の長が当然執行委員となるなどの規定をもっているが、これは民主的労働組合の原則に合致しない。何となれば青年が青年なるが故に、組合員の権利の平等をこわすのみならず、青年部が独自の規約をもち、執行機関と決議機関を設け行動するときは、組合の統制と調和を破壊することになるからである。

△ なお、青年部とともに多くの組合に設けられている婦人部についても二重投票権の排除については同様に考えられるが、婦人が特に婦人の問題をとり上げ、あるいは、婦人の地位の向上などをはかる目的から、婦人のグループを設けることは、それが、組合の調和を破らない限り、容認されるべきであろう。

労働組合の組織と運営に関する協力と

勧告の実施について(写)

昭和24年(1949年)7月6日 勞発第273号
各都道府県知事あて 労政局長通達

三、協力勧告する重点(婦人部についてのみ抜萃)

婦 人 部

組合で婦人部のあるものについては、婦人労働者が組合内で男子労働者と同じく組合員として同等の地位を占めるよう教育訓練を行うものはこれ

を奨励する方針である。婦人部はその属する組合に代るもの或は、それに対抗するものと考えるべきでなく、因襲、伝統によつて卑屈になり平等の権利を主張できなかつたり、主張することを恐れたりする人々に、特別の援助を与える機関とみるべきである。しかしやがては婦人組合員が、組合員としての権利を安全に、自由に行使できるようになつたあかつきには婦人部の必要性はもはやなくなり、これを廃止することが望ましい。婦人部はその発展段階を次の三つに分けることが出来る。

(一) 部員が自分達を婦人の立場からのみ考え、裁縫、料理、その他の家事や稽古事ばかりに重点を置くもの、この場合婦人だけが離れてしまつて婦人部を組合のかわりに考えるようになる危険がある。

(二) 部員が婦人労働者としてのみの労働条件を改善しようとするもの、大多數の婦人部はこれに属する。

(三) 部員が労働者として、又組合員として賃金、労働条件等を改善するため激励、教育して組合の仕事に全面的に参加するよう努力するもの。

本計画の目的は、婦人部が第三段階の活動を行うようになるまで引上げようとするものである。婦人部は組合全体としての政策を決定したり、執行委員会へ別に代表を送つたり、特別に会費を徴集したり、二重投票権を行使したりする権限を持つてはならない。又別に団体交渉を行つてはならない。

4 組合がとりあげた婦人に関する諸問題

全国組織をもつ主な組合本部の記録によると、戦後、組合が結成された初期、組合がとりあげた婦人対策というと、そのほとんどが婦人の組織化に関すること集中されているようで、職場における婦人独自の諸問題が

婦人部等の設置、強化とならんで組合大会や組合の年間運動方針にもり込まれている記録は1947年頃からみられます。

これによると、当時から現在に至る10余年間を通して絶えず問題となつていのは、一口にいうと婦人の賃金及びこれに関連する待遇についてと母性保護に関することです。もつとも母性保護の問題は年の流れにそつて内容的に重点が動いています。すなわち50年頃までは生理休暇の完全実施、生理休暇の有給要求等が多く、50年頃から最近にかけては産前産後の休業、育児時間、育児施設に関する問題を強調している組合が年々多くなつています。これは年を追つて働く婦人の平均年齢が高くなり、平均勤続年数が長くなり、従て既婚婦人が増加しつつある実情に裏づけられる当然の現象といえましょう。

このほか52年、55年には繊維工業の操短と婦人の離職、操短休業中の手当、54年には産休補助員、そして55、56年に降急速にクローズアップされたものに企業合理化による婦人の配転、停年切下げ、既婚婦人締出し等男女差別待遇の排除等の雇用問題が目立つ項目です。

以上は組合が、組合全体の問題としてとりあげた主な例で、つまり職場で大きく話し合われたり、婦人部で討議された婦人組合員の声が集約されて陽の目をみた問題というわけです。

従て、問題の出され方はいささか抽象的、総括的ですが、次に主な組合の記録からひろつた事例を、年次を追つてかかげることにします。

事 例

全国組織をもつ組合及び協働体——総評、全労、総同盟、新産別等
20の組合大会や組合年間運動方針にとりあげられた職場婦人の問題抄
(カッコ内は所属産業)

1947年

- 女子職員なるが故の新規採用停止の解除、女子職員の適職範囲の拡充
教習所の男女共学実施（運輸）
- 婦人の生理休暇の設定（貨物輸送）

1948年

- 婦人の文化生活向上に関する件（繊維）
- 女子の退職金及び結婚資金について（電気）
- 婦人労働対策—婦人労働者は女子なるが故の低賃金を第一に打破り、
職場の改善、託児所の設置、生理休暇や産前産後給休暇を実施す
る。このほか女子に対する差別的な労働強化、職場転換、首切りなど
にも関心を持つこと（協議体）

1949年

- 女子の賃金値上（繊維）
- 職場未亡人の問題（繊維）
- 賃金の男女差是正（運輸）
- 最低賃金制の確立と賃金男女差の撤廃（鉄道）
- 女子なるが故の首切り反対（公務）
- 生理休暇の完全実施（通信）
- 電話事務員の人手不足と過労（通信）
- 婦人の覚醒促進対策（繊維）

1950年

- 婦人に対する経済的、社会的あらゆる差別の廃止、同一労働同一賃金
制の完全実施、婦人だからといって就職見習、余分な作業などの差別
の撤廃、困難な又は不健康な作業の禁止、1回につき3日の生理休暇

出産前後13週間、1日2時間以上の授乳時間の有給獲得、託児施設の
設置と改善、妊娠中の仕事の保証と安全のための特別の考慮と賃金の
切下げの廃止（金属）

- 性別による差別待遇の廃止（協議体）
- 同一労働同一賃金制の確立（協議体）
- 昇給の男女差に対する不合理の実質的是正（運輸）
- 婦人労働者の完全保護（協議体）
- 生理休暇、産前産後休暇の取扱いが、女子にとって不利となる方向に
改められることへの対策（運輸）

1951年

- 性別による差別待遇の廃止と、同一労働同一賃金制の確立、婦人労働
者の完全保護
 - ・職務の分析評価を公正にする
 - ・初任給を男女平等にし、その額を引上げる
 - ・昇給、昇格の額と時期を男女平等にする
 - ・女子も責任ある地位につける
 - ・基本給、諸手当の男女差を撤廃する（協議体）
- 社会保障制度の早期確立について
 - ・婦人労働に関する既得権確保
 - ・哺育手当期間6か月を1か年に延長する
 - ・産前産後の休暇は、これを前後に分けず、通じて12週間とする。
 - ・託児所を増設して、働く能力ある者は勤務に専念しうる環境にお
く（協議体）
- 看護婦法の改正について
 - 甲種、乙種の区別を廃し、すべて同じに看護婦として、看護業務をな

すものとする（協議体）

○既得権の確保，特に生理休暇の利用（金融）

○寄宿舎の民主化

- ・労働組合自体が寄宿舎自治会と密接な関係を確保する
- ・雑居生活をなくすために，寄宿舎施設を改善する
- ・食事の改善と設備の近代化
- ・世話係等による私生活干渉の排除（繊維）

○婦人労働者の地位向上（繊維）

○女子の新賃金要求

現初任給 120 円を 155 円に，又女子平均賃金月額 150 円を 230 円に引きあげる（繊維）

○婦人に対する職制の圧迫を防ぎ，自由を獲得すること（運輸）

○職場の調査活動を強化して，婦女子の制限労働違反を摘発する（通信）

○産前産後休暇，生理休暇等の既得権を守る（通信）

○女子を特に整理の対象とすることに反対する（通信）

1952 年

○婦人の賃金については平等の原則達成に努力する（貨物輸送）

○女子労働者の賃金引上げ（繊維）

○綿糸操短と女子労働者（繊維）

1953 年

○企業合理化と婦人労働者（協議体）

○女子労働者の深夜業撤廃（繊維）

○女子労働者のための福利厚生施設の拡充（繊維）

1954 年

○デフレ政策が婦人労働者にしわ寄せされていること——低賃金，労働強化，首切り，配転，生理休暇利用困難等への対策。労働時間，時間外及び休日の労働，時間外，休日及び深夜の割増賃金の完全実施，生理休暇，産前産後休暇の完全実施と補助職員の定員化（協議体）

○女子及び年少者の就業制限の厳守（通信）

○婦人の職場縮小及び閉鎖反対（通信）

1955 年

○企業合理化による婦人の不当配置転換に反対（協議体）

○操短反対，操短の場合は休業手当の 100 % 確保要求（協議体，繊維）

○他の労働者福祉施設とともに託児所を労働者の手でつくるべく対策をすすめる（協議体）

1956 年

○婦人や年少労働者の権利が無視される就業規則の一方的改悪や，労働協約の破棄（協議体）

○婦人労働者の労働条件の低下，職制の圧迫，停年制切下げ，既婚者の職場しめ出しへの対策（運輸）

○産休，生休をとりやすい状態にすること（交通）

○婦人の文化活動（協議体）

1957 年

○同一労働同一賃金をかけ，賃上げ，差別待遇撤廃（協議体）

○初任給改訂，女子労働者の平均賃金 1,000 円アップ（繊維）

○青年婦人を中心として文化活動をすすめる（協議体）

○化繊の操短と、一時帰休反対について（繊維）

○婦人労働者の労働時間短縮（繊維）

1958年

○産休、生休がとりにくい、結婚資金要求、新しい機械の導入による青年、婦人労働者の地位や気持の動揺等への対策（協働体）

○不況（ある女子の多い産業への対策）

雇用の安定、労働時間の短縮、賃金の円滑支払、最低賃金制の早期実現、中小企業対策等（協働体）

○女子労働者の賃金引上げについて（保険）

1959年

○企業合理化にもとづく職場しめ出しの対象とされやすい婦人組合員の活動として、合理化に対する認識と抵抗を強めるために次のことを行う。

・いそいで仕事をしない。余分の仕事をしない活動を日常の習慣に発展させる。

・労働条件をよくするための実績をつみあげる。

・託児所の拡充と増設及び授乳室設置のための活動をつよめる（通信）

○初任給の大幅引上げを行うことにより、年功序列型賃金によつて不当に低い女子、年少者の賃金をつきあげる（協働体）

○合理化政策に反対し労働条件の向上をはかる（協働体）

○あらゆる差別待遇に反対し権利を守る（協働体）

○保育所、託児所の設置と福祉対策強化をすすめる（協働体）

第Ⅲ部

婦人部の活動

婦人部の活動

婦人部や婦人対策部等の活動は、婦人部自体の組織の強弱に併行して活潑となつたり、沈滞したりしているようですが、年1〜2回開かれる婦人代表者会議や、婦人部大会等の協議結果にもとづいて、具体的に企画、運営されているのが普通です。

その内容としては組織活動、教育、啓蒙、文化活動、調査、資料作成、機関紙誌の発行等があげられます。そして常にこれらを包含した活動が行われているわけで、組合によつて実情はいろいろですが、10余年間の全般的な流れを概観することになります。

はじめの頃、多くの婦人部は専ら、部員の組織、啓蒙活動に重点がおかれていたようです。組合が何もので、何のために存在するかもよく分らない婦人達をこちらに向かせ、その必要性や存在価値を分らせることがせいじつばいのようでした。そして自然に部員間の親睦と組合への関心と理解を深めるための実際的な必要から、追いかけてレクリエーションや文化サークル活動が起こり、さらにこの活動が漸次系統立てられるにつれて、企画性をもった教育活動—婦人労働者を層毎に幾段階かに分けて計画された—が活潑となり、ほとんど前後して調査活動が諸所にみられるようになりました。そして従来の啓蒙的資料に加えて、行事の記録、分析、調査結果報告書等、かなり規模の大きな資料が、順次婦人の手によつて出されはじめました。

現在では、年間行事、日常活動別に細く計画が立てられ、どの分野も体験から割り出された努力によつて内容、技術ともに成長し、すべての活動に一貫性がみられ、かなりの成果をあげているようです。

そのおもな具体例を婦人部の機関紙誌や、その他の刊行物からひろつてみますと、年1乃至2回の定期婦人部大会や婦人代表者会議の開催、縦横

のつながりを目的とする職場交流婦人こんだん会、誰でもが、どこかに参加できるような各種グループ活動、婦人労働こんだん会、研究会、座談会、読書会、婦人労働講座、講習会等の企画、実施、組合学校や労働大学への参加促進、月間、週間のキャンペーン母体保護運動、みんなが組合を知る運動等—みんなが参加できるような機関紙誌—ニュース時事解説、組合運動の現状、役員紹介、紙上討論会、婦人組合員の生活記録、創作、コント、詩、短歌、俳句、写真、漫画—の発行、時々テーマによる実態や世論調査の企画、実施、集計、分析、報告書作成、そしてこの結果にもとづいて部員その他を啓蒙したり、執行部や使用者に交渉を行う等々があります。

次に一、二の組合における婦人部大会の年次別の記録抜すい例をかかげて、その年を追つての活動ぶりをうかがう参考に供しましょう。

ここでは組合大会に出された以上の職場におけるいろいろな婦人の問題が、細く具体的に話し合われています。

事例Ⅰ A組合全国婦人代表者会議（通信）

第〇回 1953年6月

スローガン ○婦人の解放は経済の独立から。

○婦人の職場の拡充と地位の確保。

○産前産後15週間、生休3日の獲得。

○最低8,000円をふくむ18,532円ベース獲得。

○婦人の組織を強化せよ。

○われらの代表を国会へ。

活動方針 1. 考 え 方

婦人組合員の社会意識と自覚を高め、実際活動の基礎を作るため、婦人組合員の特性に応じた活動を強力に推進する。

2. 活動の目的

○婦対部組織の確立

○教育啓蒙活動

○職場で婦人の地位を守るために、

イ 昇進、昇格に対し男女平等にさせる。

ロ 降職、強制配置転換をさせない。

ハ 生理休暇を完全にとる。

ニ 託児所、休養室など婦人に必要な施設をつくる。

ホ 職場教育の機会均等を図る。

○婦人戦線の統一

第〇回 1954年4月

スローガン ○婦人解放のために経済の独立を図りましょう。

○産前産後15週間、生休3日を獲得しましょう。

○婦人の組織を確立強化しましょう。

○結婚しても働ける職場を作りましょう。

○私達の代表を国会へ送りましょう。

1954年度婦人対策部活動方針

1. 組織の確立と強化のために

中央委員会で「婦対部組織強化」が満場一致で決定した。

現在の支部における婦対部設置状況はよくない。その根本的理由は「役員のなり手がない」「組合に対する家族の無理解」があげられる。

(1) 婦対部、婦人部の未設置に対して

イ 中央本部は、地本、県支部に積極的に働きかけを行うとともにオルグによる指導を行う。

- ロ 地本、県支部で下部機関をオルグする。
- ハ 地本、県支部はオルグ予算を計上するよう努力する。
- ニ 中央本部でオルグ用パンフレットシリーズ等を発行する。
- ホ 各級機関の婦対部長は、すべて婦人が担当するよう積極的に働きかける。

- (2) 連絡は各機関間で、1月最低1回行う。
- (3) 県、地区等の職場婦人こんだん会に必ず出席し、常時、他単産との横の交けいを図る。

2. 母体保護のために

母体保護運動の実施—生理休暇、出産休暇、*哺育時間の完全利用を軸とする。

- (1) 母体保護運動は、その運動を不必要とするまで継続する。
- (2) 母体保護運動月間を年2回設置、4月と11月。
- (3) 月間中の成果を測定するため実施状況の調査を本部が企画、地方が実施、報告する。
- (4) 月1回職場の声をきく会合をもつ。
- (5) 既婚者が増加している現況から、次のことを行う。

実態の把握。託児所、哺乳所の設置。必要な保母の雇入れ。

- (6) 託児所設置の暫定措置として乳児用ベツトを要求。
- (7) 母体保護月間中には次のことを行う。

本部で行うもの

論文募集、資料作成、婦人大会

各級機関で行うもの

○講演会、座談会、こんだん会

○労働基準法の普及徹底のため監督官とこんだん会

○衛生講座

- 生理休暇予定表を各自作成して、完全に休暇をとる
- 妊娠婦は軽労働に転換
- 女子にふさわしい職場施設の拡充に努力する

第〇回 1955年5月

- スローガン ○婦人解放のために経済の独立を図りましょう。
- 婦人の職場の拡充と地位の向上を図りましょう。
- 産前産後15週間、生休3日をかくとくしましょう。
- 企業合理化に反対し、婦人の既得権を守りましょう。

1955年度婦人対策活動方針

1. 企業合理化に対するたたかい

- (1) 企業合理化の名のもとに縮小される既得権と職場の確保、強制配転、既婚者、結婚予定者へのしわよせの阻止。
- (2) 配転協約に性別区分、特定条件による差別措置を認めない。
- (3) 積極的な職場開拓（職種転換）
能力をたかめ、男子組合員の理解と協力をうる。

2. 婦人対策をすすめるために 一具体的活動目標一

- (1) 方針の下部浸透と啓蒙、意識の向上をはかる。
- (2) 調査活動の確立

生理休暇利用状況調査

下部組織の婦人大会開催状況調査

託児所設置に伴う乳幼児数等調査

婦人組合員実態調査

婦対部設置状況調査

3. 寮対策（家族懇談会）について

(1) 家族寮を対象として主婦とのこんだん会を毎月1回開催。

(2) 生活実態調査を行う。

4. 母体保護運動について

(1) 母体保護運動はその運動を不必要とするまで継続する。

(2) 母体保護月間を年1回設置する。月間は4月とする。

(3) 月間中の成果を測定するため実施状況の調査を行う。

(4) 月1回定期的に職場の声を聞く会合をもつ。

(5) 託児所設置の暫定措置として乳児用ベッドを必要数要求する。

(6) 新增築の局舎には託児所を含めるよう要求する。

(7) 更衣室、洗面所、休憩室、便所、風呂等の諸施設を完備するよう要求する。

(8) 他の単産に働きかけ、統一行動を起すようにする。

(9) 未婚者、既婚者の話しあう場をつくり、理解を深める。

経過報告

1. 役員のなりてがないというなやみは解決されたか。

役員のなりてがない。

役員になつても短期間でやめる。

従て、婦対活動は中途半端になる。

2. 確立されない調査活動

回収率が低い。

各組合員の無関心、非協力。

結果の分析が完結していない。

3. 母体保護運動はみんなのものになつているか 一実施後3年一

昨年8月以来、健康を守る運動を組織化し、使用者側の生休をとらせまいとする方針に対決し、労働協約を結ぶという意図を阻止

した。

4. 託児所、乳児室設置への努力

1955年3月、全国に5か所試験設置を決定したがまだ完備してない。

内容は乳児室的なもの。

5. 家族対策

徹底せず。

第〇回 1956年5月

スローガン 話しあい活動を職場のすみずみまでひろげよう。

話しあい活動の課題

1. 合理化により職場をせばめられてゆく問題をどうすればよいか。

現在自分達の就いている職種だけが自分達の仕事だという考えをもつことは、自らの職場をなくする以外のなにものでもない。

○合理化計画をよく知ろう。

○人がどう動かされるか考えよう。

○それぞれの特性に応じて庶務、営業、施設等に職種転換をし、職場を確保しよう。

○配置換は一方的にならないよう話しあいと納得ずくで職場を失う人が1人もでないように助けあおう。

2. みんなで既婚者を守ろう。

○既婚者も自分の仕事に責任をもち、使用者側に口実をつくらせないように。

○自分は家庭をもっているからという理由で特別な扱いを受けよう

とする甘い考えをなくそう。

○既婚者、未婚者の相互理解のためこんだん会をしよう。

○役員はよき相談相手になろう。

○既婚者に対する使用者側の圧迫は、組織全体の問題にしよう。

○既婚者の家事労働の負担を軽減するために機会あるごとに家族に対して働きかけよう。

3. 母体保護運動を更にすすめるために労働協約を完全に実施しよう。

生理休暇の使用率は全般にたかまつているが、使用者側は合理化施策の一として既婚者対策とともに生理休暇を無給にしようと意図している。これに対して私達は、昨年の秋、いままで通り「必要とする人に必要なだけ与える」という協約を結び、ひとまずこれを防いだ。

協約を結んでも、すぐに定員はふえない。職場では人手不足のため生休、分娩休暇も充分にとれない。

母 体 保 護 運 動

○目的、前年と同じ

○運動をすすめる具体的な行動

- (1) 生休は必要な人が必要なだけ勇気をもつてとろう。
- (2) 生休をおさえる職場があれば、すぐ組合へ連絡し、団交によってとらせることを確認する。
- (3) 正しい労働衛生についての知識を深めるために衛生講座をひらこう。
- (4) 組織全体の問題としてとりあげていこう。
- (5) 基礎知識を深めるために労基法、労働協約等を研究する機会を積極的に作ろう。

(6) 家族の理解を深める。

(7) 更衣室、休憩室、宿直室、寝具、洗面所等諸施設を完備するよう要求しよう。

(8) 妊娠したら必ず職場の役員に予定日を知らせよう。

(9) 役員は知らせをうけたら組合に連絡し、後補充の交渉をする。

(10) 妊娠婦には軽労働に転換させる処置をとろう。

(11) 産前は任意休暇であるので出産間きわまで勤める人が多いが、この時期が十分母体を大切にしなければならないときであるから、予定日前6週間は必ず休もう。

この運動を強化するために母体保護強化月間を年1回設定する。

託児所、授乳室設置の活動をすすめよう。

試験設置の5か所は開所。授乳室的設備であつて、未だ託児所としては不備。

具体的な活動のすすめ方

○試験設置の5か所について

- (1) 内容の充実
- (2) 職場交渉で解決しないものは、支部、地区本部、本部の団交をつみあげる。
- (3) 利用者だけの問題とせず、全体の話しあいにする。

○必要な職場について

- (1) 託児所設置の足がかりとして必要な職場には必ず授乳室を設置する。
- (2) 乳児用ベッドを要求する。
- (3) 新增築をする事業場には託児所をふくめるよう要求する。
- (4) 希望者の多い職場は実態をしらべ、要求への態勢をきずく。

調査活動の確立 一内容は前年と同じ一

第〇回 1957年6月

スローガン ○話しあい活動を全国の職場でさらにつよめよう。

○合理化による婦人の職場しめだしに抵抗しよう。

本年度とくに達成すべき重点

1. 活動の中心となる婦人役員を必ず各級機関に送ろう。
2. 職場では最低月1回の話し合いの場をもとう。

当面の活動目標

1. 合理化による婦人の職場しめだしに抵抗し、さらに労働条件をたかめていくため、たたかいとつた労働協約は完全に守つていこう。
2. 安心して結婚のできるよう託児所、授乳室をつくらせる活動をさらにすすめよう。
(1) 試験設置託児所5か所を本実施にし、同時に増設しよう。
(2) 託児年齢を満4才未満とする。
3. 私達の活動の裏付けとして必要な調査活動を確立しよう。

第〇回 1958年7月

スローガン ○話し合い活動をさらにつよめ、みんなでそれを実行に移そう。

○安心して働ける職場をつくるために、託児所、授乳室設置に努力しよう。

○合理化から婦人の職場を守り、さらによりよい労働条件をかちとるために取得権を完全に守つていこう。

活動をたかめるための重点事項

1. 誰もが自分で考え、意見を出し、みんなで行動することを習慣として身につけていくために話し合い活動をさらにつよめる。
2. 各級機関の活動の重点をきめ、全国的に婦人対策活動のむらをなくする。

具体的な活動のすすめ方

1. 労働条件をよくするための実績をつみあげる。
2. 託児所の拡充と増設をはかるための活動をつよめる。
3. 仲間どうしの足のひっぱりあいや、さぐりあいをなくし、みんながこたわりなく話しあえる状態を職場の中につくる。

第〇回 1959年7月

スローガン ○合理化にたいする認識と抵抗の活動をさらにつよめよう。

○婦人をねらいうちする使用者側の人員整理策をはねかえし職場をまもりぬこう。

○託児所、授乳室設置のたたかいをよりいっそうつよめよう。

活動をたかめるための重点事項

1. みんなが力をあわせて行動する場として職場婦人委員会を必ず設置する。
2. どの職場の活動も活潑に行われるようにオルグを積極的におこなう。
3. 活動の経験を学びあい、みんなで行動するために職場交流をつよめる。

具体的な活動のすすめ方

1. いそいで仕事をしない活動、余分な仕事をしない活動を日常の習慣に発展させる。

○電信電話部門では「正しい語調、ていねいな取扱い」という仕事のしかたを徹底させる。

○デスク部門では「仕事以外の雑用、サービス超勤はぜつたいしない」ことを徹底する。

○病院、診療所関係では「無理なサービスをまずなくす」ことを要求する。

2. 託児所の拡充と増設をすすめるための具体的な活動をつよめる。

○既設○カ所では設備拡充のための活動をつよめる。

○前年要求して実現をみなかつた○カ所に増設する活動を強力に行う。

○必要な職場では託児所設置のあしがりとして授乳室の拡充又は設置をすすめる活動を強化する。

○働く婦人の共通の問題として、他の組合の人たちや、地域の婦人たちと話しあつて、地域に託児所をつくるための行動をおこしていく。

事例Ⅱ B組合婦人代表者全国会議（繊維）

第○回 1953年7月（制度化されていない時代）

協議事項

1. 婦人対策の強化（組合員の85%が婦人）

(1) 婦人こんだん会の育成

(2) 婦人こんだん会の地区別開催

- (3) 寄宿舍対策の強化

2. 本年度の課題

(1) 組合の行う第○次質問に積極的に参加する。

(2) 労働協約の締結促進

内容を周知徹底させ、とくに婦人部としては、労働時間に関する項に重点をおく—完全8時間労働を厳守する。準備時間、清掃時間は実働時間である。

(3) 婦人の解放

学識専門家、組合役員、婦人部役員の合同研究による資料をつくり配布する。

3. 婦人指導者養成のために行う地区別婦人こんだん会

講習題目 (1) 社会の動き

(2) 婦人の歴史と将来のあり方

討論題目 (1) 上部団体の認識

(2) 組合の主体及び重要性の認識

(3) 婦人部の活動の必要性和認識

(4) 具体的問題の研究

4. 寄宿舍対策の強化をはかるために

(1) 寄宿舍施設の標準作成

モデル寄宿舍規則とモデル自治会規約の作成

(2) 具体的対策は地区別婦人部会議で討論する。

(3) 他組合における寄宿舍対策も参考にする。

第○回 1954年6月（制度化されていない時代）

協議事項

1. 1年間の活動をかえりみる。

寄宿舎食事改善については、どの組合もよくとりあげた。婦人月間行事として、これを実施したことは効果があつた。

2. 本年の活動目標

(1) 8時間労働を獲得しましょう。

(2) 生活のありのままの記録を発表しあいましょう。

(3) 組合機関紙をよみましょう。

(4) 各単組婦人部が討議、実施すること。

○食事の改善

給食委員の設置と活用。経費が正しく使われているかどうかを検討する。

○住みよい寄宿舎

私生活の自由、掃除区域を明確にする—工場までは掃除しない。

○実態調査を行う。

食事。寄宿舎の施設と生活。8時間労働獲得に関して労働時間の現状。

第〇回 1955年5月（本回より制度化される）

協 議 事 項

1. 全国婦人対策委員会の設置

(1) 目 的

婦人教育活動の充実と、全組合教育活動の一元化

全組合傘下の婦人対策機関専従者の連絡協賛機関としての会合を制度化する。

(2) 対 象

組合婦人部員、婦人対策部員又は婦人対策担当者

(3) 実 施 項 目

○回数 3か月に1回、その他必要に応じて開催。

○経費 旅費、日当、宿泊費は各所属組合又は県市部等負担。

会議費は組合本部予算をあてる。

○場所 東京、その他

○招集 中央執行委員長

○内容 婦人対策活動を協議する。

2. 本年度活動

(1) 食事、寄宿舎、労働時間、文化活動に関する身近な基本問題について本格的調査を行い、資料作成に重点をおく。

(2) 来年の婦人月間を最終目標に日常活動をもりあげる。

(3) 食 事 改 善

標準献立提示

食費補助額増を要求

健康調査によるうらづけ資料作成

(4) 寄宿舎対策

○照明の完備

○自治会の正しい運営と組合との関係を明確にする。自治会の専門部は組合の専門部に吸収させる。

(5) 8時間労働の敵守

(6) 文化活動の促進

第〇回 1955年12月

1. 活動をかえりみて

- (1) 女子オルグ交流は効果的だった。
- (2) 通信交流が実施された。
- (3) 日常の職場活動が行われ、女子の活動が目立った。
- (4) 女子組合員の大衆動員が盛んになった。

2. 今後の日常活動をどう進めるか。

- (1) 共通してすすめる活動として「みんなが組合について知る運動」を実施する。

- (2) 各単組、県支部が実情に応じてすすめる問題とその方法。

○掃除の労働を拒否すべき区域のたたかい。

○冬期の暖房を確保する努力。

○労働時間を守る。

○寄宿舎の自治を守る。

○単組、支部における婦人こんだん会の整備。

○食事改善。

第〇回 1956年4月

1. 当面の婦人対策活動

(1) 労働協約闘争

労働協約の必要性が誰にも切実に感じられる問題点を取り出す。
例えば、わかりやすい問題点としては8時間労働厳守のため、生休有給、その他の休日をとれるように、組合活動が安心してできるように等が考えられる。

2. 食事改善

組合員に対する栄養教育

破棄分の出ぬよう給食運営を工夫

第〇回 1956年6月

主な話し合い

1. 女子が自覚しはじめてきたのか、妻帯男子の自覚が問題になっている。
2. 女子が成長して、組合長や執行部に出る人が少しずつでもふえてきた。
3. 組合員の入れかわりが多いため、基本教育はつづけねばならぬ。

第〇回 1957年11月

今後の活動

1. オルグ活動の立ちおくれしている地域へ、積極的な働きかけをする。
2. 当面暖房設備を完備させることを具体的にすすめる。
3. 寄宿舎民主化を主題とした運動月間を組む。そのために実態調査を行う。

第〇回 1958年1月

1. 「組合を知る月間」運動を促進する。
2. 寄宿舎生活改善に関する要求の一つとして「一つ獲得闘争」を行う。
 - (1) 食堂と居室の暖房設備の完全実施
 - (2) 居室設備の改善
 - 押入れ不足の解消
 - カーテンによる仕切り
 - 更衣室設置

(3) 限度を越えた区域に対する掃除返上

(4) 居室電灯の自由点滅制実施

(5) 外出、外泊管理の完全実施をめざしての具体的対策の指導と教宣活動の徹底

第〇回 1958年11月

具体的にとりあげる問題

1. 労働時間の正常化（休日、休暇の完全実施）を主要点とする労働基準法の権利を守る運動が起きるように、一般組合員の意識を高めること。
2. 最近少したるんでいる食事改善運動を点検強化して、給食委員会の活用により、内容の改善、向上をはかる。
3. 居室、食堂の暖房かくとくに努力する。
4. 他組合が行う母体保護強化月間の各地域活動に積極的に参加する。
5. 「組合を知る運動月間」実施。

第〇回 1959年6月

各単組、県連における「組合を知る運動」を中心とした活動報告からの問題点

1. 未解決な職場要求の取扱いについて

- (1) 男子職制層が組合幹部であるため、要求がストップしてしまう。
- (2) 中小労組では男子職員層が組合幹部であることと、身分保障の不安から、思いきつて聞かない。

不況の中で、会社がいかんして生き残るかで頭がいつぱいのようだ。

(3) 自動機への切替えの負担を一方的に労働者にしわよせしている。

組合側は無抵抗で受入れている。

以上3点について婦対部だけでなく、執行部と密接に連絡をとって解決にあたる。

2. 自動操糸機設置に伴う問題について

- (1) 生活条件が悪化した——寄宿舍設備の放置、不眠、通勤者の泊り込みが多くなった等
- (2) 労働強化になった——便所に行くひまもない。掃除時間が長くなった。
- (3) 対策

自動機設置にあたっては、労働条件改善の要求を出し「最低、これだけはまもらなければ絶対設置を許さない」という具体的目標をたてて闘争する。

3. 給食改善をさらに進める方法について

保健所の栄養士等の巡回指導をうけるようにする。

経費は会社から出させるよう交渉する。

炊事婦こんだん会をつづけて行う。

4. 生理休暇調査のまとめについて

千枚回収、現在集計中

最近婦人雑誌などで観念的な生休無用論などが掲載され、ジャーナリズムにもあそばされているが、これは私どもの労働実態を知らぬ無責任な一般論である。

しかしこうした記事のため職場の女子自身も男子も生休についての

正しい認識をさまたげられているので、生休の総合的集計結果の出る前にもこの記事と関連させて正しい認識をもつような教宣を行ってゆく。

5. 女子の組合活動家育成に努力する。

附 録

デйкаソン女史の報告書（抜粋）

「婦人の組合活動を巡廻視察して」

デイカソン女史報告書（抜粋）

デイカソン女史は、アメリカ合同服飾労働組合副組合長で、1951年3月、日本における婦人の組合活動促進を目的として来朝しました。滞在中、全国的に、あらゆる産業分野に働く婦人と懇談し、討論しました。また、工場を訪問して婦人労働の実情を視察し、使用者、労働組合の代表にも面接し、意見の交換をしています。その体験をとおして作成された報告書ならびに勧告は、その後10余年の時を経てみると、実情にかなりのへだたりがみられるかもしれませんが、当時の婦人の組合活動の一端を物語るところが少なくないでしょう。

報告書および勧告は次の内容で構成されています。

1. 日本における婦人の労働組合活動の調査および活動促進のための会合に関する報告
2. 日本における婦人の就労と地位に関する基礎的事実
3. 婦人の組合活動を巡回視察して
4. 教育計画と組合活動

ここでは“3. 婦人の組合活動を巡回視察して”の部分だけを要録します。

なお、本計画はあくまで組織された婦人労働者を対象としたもので、未組織の婦人および婦人の割合のたかい家内労働者にふれることができなかったことを遺憾とする旨、報告書に付記しています。

日本における婦人の労働組合活動促進のための

報告（要約）

3. 婦人の組合活動を巡回視察して

A. 組合活動に影響する婦人組合員の態度

- 1) 婦人組合員は労働組合を望ましいと考えている。

大部分の婦人は「組合はよいものと考えているか」という質問に対して

ほとんど例外なく、肯定しています。質問した職場の婦人が、就職後まだ年半しかたつていないとか、もう、5年も勤務しているとか、年令が15才であるとか、30才であるとか、また、その地方の組合活動が活潑であろうと、低調であろうと、そんなことに拘りなく、その答は同一でした。

組合はのぞましいものであるというこの雰囲気は、婦人が組合活動にもつと参加するように促進するための足場となるものです。

2) 会合への婦人の参加と男子組合員の態度

男女に等しく利害のある問題であつても、婦人は男子に従うべきものであつて、男子と同じよう出しやばるべきでないという伝統は今でも根柢よく残っています。そこで、婦人は会議や会合で組合問題を質問したり討論するにも男子の先には行わないようですが、一旦話しはじめれば、要旨は簡潔で整然としています。

また、一般に婦人は男子の出席の少いグループでは心易く話しました。男女一緒の会合でも婦人の指導者が司会に加わつた場合は、婦人の発言は一層自由であつたこともあきらかです。

婦人の発言で最も問題になつたことは婦人のはにかみでした。婦人が発言を尻込みすることは、どんな会合でも常にみられたことで、かなり根強いものとおもわれますが、これは、忍耐と親切によつて励ましていけば、実際にかなりの程度まで解きはぐされています。

3) 使用者の態度

使用者が婦人を対象とする教育を実施するために、できるだけ便宜をはかつていくすぐれた事例はほんの僅かでした。

労働学校や特別な会議に代表を出席させることを許可しなかつたり、組合のことをもつと知りたいという婦人に対して使用者の理解がなかつたこともあつたようです。全部の使用者がそうであつたというわけではありませんが、封建的なしきたりが残っていることはわかります。

4) 社会的環境の影響

「両親がよくおもわないでしょう」「出身地の人びとに非難されるでしょう」「縁戚にも差支えるでしょう」

これらは婦人が組合活動に積極的に立入ることを妨げている言葉のいくつかです。しかし、このような障害も、単位組合の一部ではある程度まで克服されていることは疑いのない事実です。

B. 組合活動の指導に参加する能力

1) 婦人の指導者

工場を見学し、組合指導者の会議に出て、非常に心に残つたことは、婦人役員、執行委員、婦人部長等の大部分がすぐれた能力の持主だということです。しかし、その能力は男子役員の方からの援助があつてこそ、よく發揮されるものであつて、それはまた、組合員全部の援助につながるものです。これらの婦人が仕事に當つて示した勇気と知性と思いやりは特にすぐれていました。

2) 指導者になるために必要な資格

多くの単位組合では、組合役員に欠くことのできない資格として、高い教育と地位をつよく主張することが一つの特徴となつていますが、アメリカでは、職場委員に選出される労働者は同じ職場の多くの同僚と同じ仕事をしているものというのが条件です。また、幹部役員は長期間教育を受けたという形式的なことではなく、労働組合の責任という必要によつて教育された人びとです。したがつて、役員選挙には形式的な教育の多寡よりも、生れながらの才能と興味が第一の条件となつています。現在、日本では婦人の組合役員は重んじられていないようですが、もしも、生来の才能と興味という条件をもつととりいれれば、さらに発展する機会をとらえることができるでしょう。

3) 婦人が指導者に加わった場合の効果

執行委員に婦人が1人でも2人でも加わっている組合では、婦人の組合意識や組合活動の水準が、婦人役員の一人もいない組合にくらべて高いという事実は強調されてよいことです。

多くの全国組合には、婦人部長とか、教育部長といった役員に有能な婦人をおいています。単位組合の婦人活動をさかんにするために、婦人の代表を最低1名でも役員にもつている組合では、一般の婦人組合員が組合活動に対して正しい理解と認識をもつていますし、会議に出席して討論にも参加しています。しかし、婦人を全国組合の役員に1名ないし、それ以上の人数だけいれておくというだけで、婦人の組合活動を促進するための仕事を組合の方針として確立しておかなければ、婦人の指導者のほたらきは少しも効果があがらないでしょう。

C. 婦人の活動に影響を及ぼす組合の組織機構

1) 組合大会

訪問した組合の多くは、年次大会をもっており、ここで組合役員を選出し、事業を処理するようになっていました。重要な事態がおきたときは臨時大会を開いていますが、組合活動のさかんな単位組合では、月に1回組合の会合をひらいています。組合の会合が規約の手続どおりに実行され、各部毎の組合員の会合がもたれるようになれば、組合員はもつと啓蒙され、事情に通じるようになって、組合の政策について自分の意見をもち、組合の計画遂行を積極的になすけるようになるでしょう。

2) 代議員

婦人がもつとも活躍しているのは、この代議員のクラスであつて、それは、かなりの数にのぼっています。

代議員は一般組合員と直接接融を保つものですが、1人の代議員の代表

する労働者の数は工場によつて差異があります。たとえばある工場では、数百名の婦人労働者を代表するのは唯1人の代議員であり、しかも、その代議員は生産労働者でなく、事務職員であつたりすることがあります。また、ある工場では、20名ないし50名ごとに代議員1名をえらび、生産労働者が代議員になつているところもあります。

代議員をアメリカの組合の例にとつてみますと、職場委員にちかいです。アメリカの職場委員に比べて、職場内の苦情処理がよいようにおもわれます。アメリカの強力な組合はその基礎を有能な代議員（職場委員或は部代表者）の協力の上においています。

代議員を正当に認識し、彼等を支持し、養成することは、代議員として働いている婦人組合員の間の活動範囲を広めることにもなり、また、一般組合員の活動をも刺激することになります。

3) 婦人部

訪問した単位組合のうち、その名称が何であれ、婦人のための部をもっているところでは、それのない組合より婦人指導者や一般婦人組合員の活動が活潑でした。

婦人部は、婦人組合員に組合活動参加の経験を与え、もはや、婦人部を必要としないまでにしてしまえば、その目的を最もよく達したものだといえましょう。現段階では婦人部は、中間的な存在として、婦人労働者が組合大会に出席したり、その他の組合活動へ参加するための知識や自信を与えるという重要な機能をはたしています。

しかし、もしも、男子役員が婦人部において単に婦人だけを組合活動から別にするということに事足りりとするのであつたら、婦人部の設置は、婦人組合員にとつても、また、労働組合にとつても、利益というよりはむしろハンディキャップとなるものです。

婦人部に建設的な目的を果させようとするならば、執行委員は婦人部の

計画を協力指導し、婦人部長もまた組合の問題や政策を具体的かつ詳細に知るようになる必要があります。

付 表

付表1 年次別、男女別労働組合推定組織率

(1948~1959)

性別	年 次	組 合 員 数	雇 用 者 数	推 定 組 織 率
女	1948年	151万人	380万人	45.7%
	1949	152	298	51.0
	1950	130	344	37.9
	1951	135	362	37.4
	1952	132	405	32.6
	1953	136	405	33.5
	1954	138	447	30.9
	1955	147	479	30.8
	1956	154	534	28.7
	1957	163	545	30.0
	1958	169	611	27.7
	1959	177	630	28.1
男	1948年	503万人	929万人	54.1%
	1949	513	894	57.3
	1950	447	910	49.1
	1951	480	974	44.6
	1952	440	1,017	43.2
	1953	446	1,028	43.8
	1954	460	1,064	43.3
	1955	471	1,087	43.3
	1956	482	1,219	39.5
	1957	497	1,283	38.8
	1958	519	1,346	38.6
	1959	531	1,424	37.3

- 注 1) 組 合 員 数—労働省、労働組合基本調査
 2) 雇 用 者 数—総理府統計局、労働力調査
 3) 推定組織率—雇用者数に対する組合員数の割合

付表2 年次別、産業別、男女別労働組合推定組織率
(1951~1959)

性別	産 業 別	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959
女	全 産 業	% 73.3	% 32.6	% 33.5	% 30.9	% 30.8	% 28.7	% 30.0	% 27.7	% 28.1
	農 林 業	2.6	2.6	2.3	2.6	2.0	1.9	2.1	3.7	3.2
	漁業、水産養殖業	12.2	5.7	10.4	10.6	4.5	8.4	5.4	5.6	6.0
	鉱 業	100.0	62.1	65.7	52.2	55.4	89.3	63.8	66.7	34.3
	建 設 業	25.0	58.1	41.7	49.7	42.4	53.9	43.4	55.6	50.0
	製 造 業	42.7	32.9	38.6	34.1	33.9	33.1	35.0	28.5	32.4
	卸売小売、金融保険、不動産業	20.6	20.9	20.4	17.7	18.0	16.3	16.5	15.2	14.9
	運送通信、電気ガス水道業	66.7	72.2	83.7	66.8	80.8	67.9	70.1	78.1	77.8
	サ ー ビ ス 業	36.2	30.2	29.8	28.1	27.5	23.8	23.9	22.1	21.3
	公 務	63.2	44.3	48.9	49.1	76.7	39.8	87.0	93.3	94.1
男	分類不能の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 産 業	44.5	43.2	43.9	43.3	43.3	39.5	38.8	38.6	37.3
	農 林 業	14.7	15.1	17.4	19.0	20.8	14.9	11.4	24.0	20.0
	漁業、水産養殖業	33.8	21.9	24.4	22.9	30.9	19.2	25.4	18.7	20.0
	鉱 業	100.0	78.9	78.9	76.2	85.5	88.4	68.1	86.5	61.8
	建 設 業	26.0	27.3	27.2	23.0	26.4	27.6	25.6	26.7	24.1
	製 造 業	39.4	39.4	39.2	40.9	40.2	35.5	34.9	33.2	34.7
	卸売小売、金融保険、不動産業	18.9	17.1	17.9	18.1	16.2	15.4	16.3	13.7	14.8
	運送通信、電気ガス水道業	74.4	80.6	79.8	78.6	77.9	77.1	73.0	76.4	75.3
	サ ー ビ ス 業	45.2	41.6	50.1	54.3	49.8	42.5	41.9	40.7	35.4
	公 務	45.9	37.3	46.4	36.4	45.5	43.1	50.0	49.5	44.1
	分類不能の産業	—	—	—	—	0.2	—	—	—	—

- 注 1) 組合員数—労働省、労働組合基本調査
 2) 雇用者数—総理府統計局、労働力調査
 3) 推定組織率—雇用者数に対する組合員数の割合
 4) 産業分類の変更により1951年以前とは比較できない。

付表3 産業別、男女別労働組合員数と雇用者数
(1959年6月)

性別	産 業 別	組 合 員 数	雇 用 者 数
女	全 産 業	1,770,762人	630万人
	農 林 業	12,206	37
	漁業、水産養殖業	1,207	2
	鉱 業	24,289	7
	建 設 業	110,436	22
	製 造 業	670,403	207
	卸売小売、金融保険、不動産業	224,936	148
	運送通信、電気ガス水道業	211,132	27
	サ ー ビ ス 業	348,776	164
	公 務	161,229	17
男	分類不能の産業	9,204	0
	全 産 業	5,506,748人	1,424万人
	農 林 業	73,997	37
	漁業、水産養殖業	35,530	18
	鉱 業	340,950	55
	建 設 業	330,681	137
	製 造 業	1,631,620	470
	卸売小売、金融保険、不動産業	324,796	216
	運送通信、電気ガス水道業	1,367,404	182
	サ ー ビ ス 業	635,307	181
	公 務	561,764	127
	分類不能の産業	4,799	0

- 注 1) 組合員数—労働省、労働組合基本調査
 2) 雇用者数—総理府統計局、労働力調査

付表4 年次別労働組合員総数のなかにしめる

女子組合員の割合

年次	組合員総数	女子組合員数	総数に対する 女子の割合
年	万人	万人	%
1948	653	151	23.1
1949	666	152	22.8
1950	577	130	22.6
1951	569	135	23.8
1952	772	182	23.1
1953	685	185	23.2
1954	599	138	23.1
1955	619	147	23.8
1956	635	153	24.2
1957	661	163	24.7
1958	688	169	24.6
1959	708	177	25.0

労働省、労働組合基本調査

付表5 産業別単位労働組合数および男女別組合員数 (1)

(1959年6月)

産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に対する女子の割合
		人	人	人	%
全 産 業	39,303	7,077,510	1,770,762	5,306,748	25.0
農 業	106	5,195	627	4,568	12.1
林 業, 狩 猟 業	460	81,008	11,579	69,429	14.3
漁 業, 水 産 養 殖 業	126	36,737	1,207	35,530	3.3
鉱 業	1,097	365,183	24,233	340,950	6.6
金 属 鉱 業	231	54,186	4,627	49,559	8.6
石 炭 鉱 業	602	286,597	17,516	269,081	6.1
石油, 天然ガス鉱業	88	5,192	278	4,914	5.3
非 金 属 鉱 業	226	19,209	1,762	17,446	9.2
建 設 業	2,322	444,017	113,436	330,581	25.5
製 造 業	11,391	2,302,023	670,403	1,631,620	29.1
食 料 品 製 造 業	969	96,303	31,774	64,529	33.0
煙 草 製 造 業	136	27,361	13,393	13,968	48.9
織 維 工 業	1,425	404,035	283,901	120,134	70.3
衣服, その他の繊維製品製造業	152	19,033	13,453	5,580	70.7
木材, 木製品製造業	862	39,743	8,310	31,433	20.9
家具, 装備品製造業	155	9,446	1,874	7,572	19.8
パルプ, 紙, 紙加工品製造業	403	77,313	14,969	62,344	19.4
出版, 印刷, 同関連産業	766	95,639	16,442	79,197	17.2

付表5 産業別単位労働組合数および男女別組合員数 (2)
(1959年8月)

産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に対する女子の割合 %
化 学 工 業	1,046	272,488	57,230	215,258	21.0
石油製品、石炭製品製造業	98	16,820	1,985	14,835	11.8
ゴム製品製造業	177	56,418	25,105	31,313	44.5
皮革同製品製造業	60	6,365	1,609	4,756	25.3
窯業土石製品製造業	747	108,137	26,869	81,268	24.4
鉄 鋼 業	482	195,509	13,152	182,357	6.7
非鉄金属製造業	216	67,182	8,954	58,228	13.3
金属製品製造業	647	61,164	10,475	50,689	17.1
機械製造業 (電気機械器具を除く)	1,318	192,989	22,307	170,676	11.6
電気機械器具製造業	605	208,108	66,026	142,082	31.7
輸送用機械器具製造業	623	261,586	21,434	240,152	8.2
計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業	246	55,352	17,985	37,367	32.4
武器製造業	3	731	306	425	41.9
その他の製造業	250	30,307	13,380	16,927	44.1
卸売業、小売業	1,771	188,299	83,965	104,334	44.6
金融、保険業	2,316	355,395	139,482	215,913	39.2
不動産業	41	6,038	1,489	4,549	24.7
運輸通信業	7,915	1,398,022	198,525	1,199,497	14.2
国有鉄道業	2,075	382,233	6,298	373,935	21.7
民、公営鉄道業	274	168,165	24,437	143,728	14.5

付表5 産業別単位労働組合数および男女別組合員数 (3)
(1959年6月)

産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に対する女子の割合 %
道路旅客運送業	1,223	157,002	37,085	119,917	23.6
道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業	1,690	199,351	14,288	185,063	7.2
水 運 業	116	101,351	2,246	99,105	2.2
通 信 業	2,409	380,083	110,140	269,943	29.0
上記以外の運輸通信業	128	9,837	2,031	7,806	20.6
電気、ガス、水道業	942	180,514	12,607	167,907	6.9
電 気 業	654	131,218	8,406	122,812	6.4
ガス業、水道業	288	49,296	4,201	45,095	8.5
サ ー ビ ス 業	6,199	984,083	348,776	635,307	35.4
修 理 業	229	22,204	1,497	20,707	6.7
医療保健業	1,102	102,709	65,322	37,387	63.6
教 育	2,746	698,902	239,897	459,005	34.3
在日外国公務	57	41,167	3,752	37,415	9.1
上記以外のサービス業	2,065	119,101	38,308	80,793	32.2
公 務	4,572	722,993	161,229	561,764	22.3
国 家 事 務	2,074	155,658	23,072	132,586	14.8
地 方 事 務	2,498	567,340	138,157	429,183	24.4
分類不能の産業	45	8,003	3,204	4,799	40.0

労働省、労働組合基本調査

付表6 年次別、産業
— 1952年 —

産業別		1952年	1953年	1954年
女	全製	1,322,014	1,357,965	1,381,623
	食糧	18,445	21,313	22,970
	繊維	13,221	12,169	13,188
	衣料	299,575	287,584	280,089
	靴	11,928	10,296	9,498
	縫製	7,990	9,142	10,573
	機械	—	—	81
	電気	44,593	47,741	51,546
	化学	95,356	98,669	100,259
	その他	381	551	564
総数	全製	5,719,560	5,851,286	5,986,168
	食糧	63,756	65,642	69,358
	繊維	29,314	25,393	28,147
	衣料	427,421	396,334	382,138
	靴	17,033	14,590	13,670
	縫製	30,599	34,340	35,146
	機械	—	—	580
	電気	139,124	142,151	150,670
	化学	246,446	265,166	285,741
	その他	1,215	1,664	1,643
総数中の女子の割合	全製	23.1	23.2	23.1
	食糧	28.9	32.5	33.1
	繊維	45.1	47.9	46.9
	衣料	70.1	72.9	73.3
	靴	70.0	70.6	69.5
	縫製	26.1	26.6	30.1
	機械	—	—	14.0
	電気	32.0	33.6	34.2
	化学	38.7	37.2	35.1
	その他	31.4	33.1	34.3
サービス業	全製	216,862	219,527	210,865
	食糧	5,497	4,085	4,055
	繊維	904	1,385	1,321
	衣料	—	—	—
	靴	—	—	—
	縫製	—	—	—
	機械	—	—	—
	電気	—	—	—
	化学	—	—	—
	その他	—	—	—

注、女子組合員のしめる率が高い産業についてのみかかげた。

別女子組合員数
1959年

1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
人	人	人	人	人
1,473,734	1,535,034	1,632,436	1,692,913	1,770,762
23,899	23,541	25,671	28,864	31,774
13,870	14,530	13,501	13,088	18,898
281,769	292,148	322,833	291,890	283,901
12,882	13,270	12,198	13,633	13,453
12,202	12,808	14,405	15,640	17,956
652	783	60	271	306
58,286	64,126	72,012	78,252	83,968
117,690	119,950	118,821	126,224	139,482
700	582	854	1,276	1,489
230,051	233,592	239,182	247,107	239,897
4,437	5,378	4,593	—	—
1,473	2,758	3,092	—	—
6,185,348	6,350,357	6,606,275	6,881,581	7,077,510
72,409	74,072	80,548	91,013	96,303
29,255	30,281	27,879	27,351	27,361
386,752	399,364	441,989	418,218	404,035
18,413	18,471	17,321	18,955	19,033
39,827	42,487	43,636	50,978	55,352
2,736	2,000	160	670	731
166,863	177,949	192,814	180,094	188,299
308,508	323,490	319,155	333,268	355,396
1,902	1,739	2,878	4,950	6,038
653,932	680,267	695,979	709,726	698,902
13,272	15,673	13,449	—	—
3,183	4,841	5,787	—	—
%	%	%	%	%
23.8	24.2	24.7	24.6	25.0
32.3	31.3	31.9	31.7	33.0
47.4	48.0	48.4	47.9	48.9
72.9	73.2	73.0	69.8	70.3
70.0	71.8	70.4	71.9	70.7
30.7	30.1	30.1	30.7	32.4
23.8	39.2	37.5	40.5	41.9
35.1	36.0	37.3	43.5	44.6
38.1	37.0	37.2	37.9	39.2
36.8	33.5	29.7	25.8	24.7
35.2	34.3	34.4	34.1	34.3
33.4	34.4	34.2	—	—
46.3	57.0	53.3	—	—

労働省、労働組合基本調査

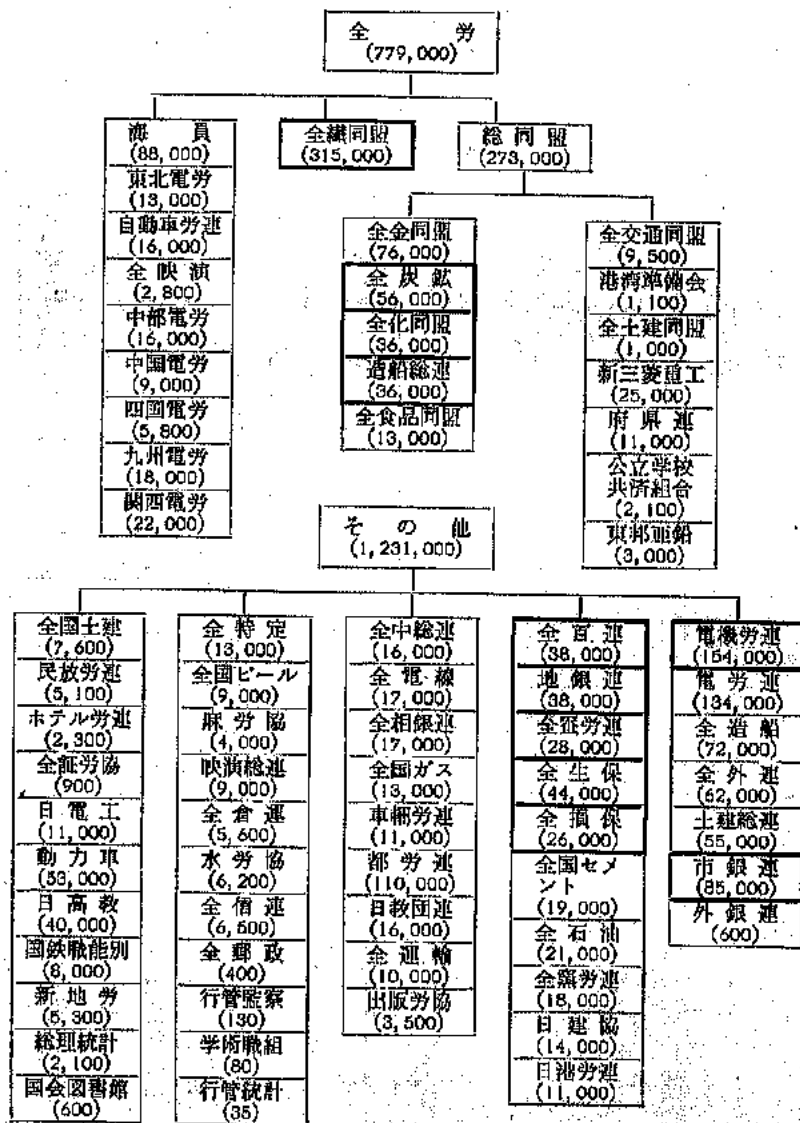
付表7 府県別単位労働組合数および組合員数
(1959年6月)

府 県 名	組 合 数	組 合 員 数		
		総 数	女	男
総 数	39,303	7,077,510人	1,770,762人	5,306,748人
北海道	3,561	424,006	69,550	354,456
青森県	564	63,099	12,319	50,780
岩手県	516	82,373	17,806	64,567
宮城県	720	89,570	21,653	67,917
秋田県	659	83,977	16,922	67,055
山形県	603	75,000	19,479	55,521
福島県	703	117,369	27,622	89,747
茨城県	518	90,023	18,883	71,140
栃木県	632	77,903	19,339	58,564
群馬県	793	88,587	24,458	64,129
埼玉県	741	124,597	34,290	90,307
千葉県	574	98,991	23,382	72,609
東京都	4,601	988,919	249,388	739,531
神奈川県	1,383	358,191	73,832	284,359
新潟県	919	160,269	42,664	117,605
富山県	487	87,227	26,595	60,632
石川県	504	73,330	23,175	50,155
福井県	367	52,792	17,896	34,896
山梨県	352	37,065	11,666	25,399
長野県	1,522	143,891	40,385	103,506
岐阜県	506	114,046	40,184	73,862
静岡県	925	170,787	46,256	124,531
愛知県	1,420	379,318	120,779	258,539
三重県	574	110,376	36,511	73,865
滋賀県	318	58,608	20,400	38,208
京都府	877	156,130	49,763	106,367
大阪府	2,704	585,721	168,056	417,665
兵庫県	1,575	467,930	94,641	373,289
奈良県	286	39,503	11,389	28,114
和歌山県	397	65,360	17,679	47,681
鳥取県	348	32,563	8,082	24,481
島根県	530	44,969	11,775	33,194
岡山県	531	109,496	28,861	80,635
広島県	894	169,832	41,320	128,512
山口県	637	133,715	25,845	107,870
徳島県	363	46,242	13,897	32,345
香川県	369	52,475	14,439	38,036
愛媛県	529	88,215	21,788	66,427
高知県	494	53,654	16,276	37,378
福岡県	1,415	424,187	83,559	340,628
佐賀県	363	61,633	14,102	47,531
熊本県	483	121,484	21,608	99,876
大分県	619	88,062	22,258	65,804
宮崎県	476	64,474	17,601	46,873
鹿児島県	394	63,803	16,020	47,783
沖縄県	778	84,006	21,129	62,877

注：各組合数及び各組合員数の府県別合計は全国の合計と一致しない。これは単一組織の下部組合の組合員数が他府県にあるその組合の上部組合と重複している場合があるので全国計においてはその重複分を除外して集計されたためである。

付表8 全国主要労働組合系統表

総 評 (3,597,000)				
全印刷 (7,200)	全専売 (40,000)	日教組 (616,000)	化学同盟 (84,000)	炭 労 (199,000)
厚生職組 (3,700)	全国税 (33,000)	自治労 (504,000)	新聞労連 (34,000)	私鉄総連 (185,000)
全電波 (2,600)	全医労 (25,000)	国 労 (359,000)	金 港 青 (20,000)	鉄鋼労連 (130,000)
全調連 (2,100)	金司法 (19,000)	金 通 (221,000)	全目連 (15,000)	合化労連 (118,000)
大蔵職組 (1,800)	全郵政 (17,000)	金 郵 通 (146,000)	電 産 (2,200)	全国金属 (118,000)
全造幣 (1,600)	金水連 (16,000)	全農林 (56,000)	日放労 (6,900)	全 鉱 (61,000)
全文部 (1,700)	全労働 (15,000)	全駐労 (45,000)	全港連 (6,000)	全日通 (67,000)
アルコール専売 (1,300)	全商工 (8,800)	都市交通 (52,000)	国際電々 (3,100)	紙・労連 (50,000)
全混車 (2,100)	金法務 (6,000)	全林野 (50,000)	全港連 (4,200)	全日自労 (182,000)
会機労 (1,200)	金財務 (8,800)		全旅労連 (24,000)	
国給局 (600)	金税関 (5,600)		全印総連 (18,000)	
経企労 (300)	全開発 (6,500)		全日赤 (7,000)	
人事院 (300)			電清労 (5,300)	
			全国一般 (33,000)	
新 産 別 (43,000)				
全機金 (17,000)	新化学 (5,800)	全建労 (8,800)	京都府連 (9,000)	近畿車輛 (1,000)
			日運組 (500)	



- 注 1) () 内数字は組合員数
 2) は概ね女子組合員数の多いもの
 3) 組合員数は、1959年6月末労働省労働統計調査部一斉調査による。

全国主要労働組合婦人部、青年婦人対策部名簿一覧

1959 年末現在

組 合 名	略 称	所 在 地	電 話	婦人対策機関名 部長又は代表者
日本労働組合総評議会	総 評	港区芝公園 8 号地 2	(841) 8115 〜9	婦人対策部 山本 まき子
日本炭鉄労働組合	炭 労	新宿区市ヶ谷河田町 9	(841) 2174	な し
日本私鉄労働組合 総 連 合 会	私 鉄 総 連	港区芝高輪南町 30	(441) 1898 8828	青婦対策部 白石 鉄夫
日本鉄鋼産業労働組合 連 合 会	鉄 鋼 連 合	港区麻布森元町 1 の 9	(481) 1708 1278	青年婦人対策部 升谷 悦夫
全日通労働組合	全日通	千代田区三年町 1	(581) 2261 〜4	婦人部 大野 はる
合成化学産業労働組合 連 合 会	合 化 連 合	港区本芝 3 の 20	(451) 5700 5730	青年婦人部 合田 和持
全国金属労働組合	金 属 同 盟	渋谷区根ヶ丘 14	(461) 4600 6874	青婦対策部 青木 五郎
化学産業労働組合同盟	化 学 同 盟	世田谷区高田本町 2 の 25	(971) 3619	青年婦人部 西山 照美
日本教職員組合	日教組	千代田区神田一ツ橋 教育会館内	(331) 8101 7453	婦人部 山本 あや
国鉄労働組合	国 労	千代田区丸の内 2 の 1 国鉄労働会館内	(231) 0029	婦人部 野口 政子
全日本自治団体 労働 組 合	自治労	千代田区六番町 1 番 地 自治労働館	(831) 8248	青年婦人部 国谷 武夫
全通信従業員組合	全 通	新宿区信濃町 31 四谷郵便局内	(351) 2131 〜4	婦人部 坂本 咲子
全国電気通信労働組合	全電通	港区青山北町 4 の 1	(401) 3121 〜5	組織部 (婦人対 策) 山野 和子
全専売労働組合	全専売	品川区大井立会町 565	(451) 6610 7921	婦人部 高橋 兼子
日本都市交通労働組合 連 合 会	都 市 交 通	港区麻布一本松町 7	(451) 5453	青年婦人対策部 溝 己之助

全印刷局労働組合	全印刷	北区西ヶ原町3の59	(911) 2166	青婦対策部 星宮文夫
全日本国立医療労働組合	全医労	中野区新井町514	(381) 0526	婦人部 梅原貴美子
全日本自由労働組合	全日労	港区芝新橋7の12 産別会館内	(431) 3305	婦人部 大道俊
全国印刷出版産業労働組合総連合会	全総印連	文京区久堅町108 共同印刷内	(921) 1111 〜9	青婦対策部 市川敏
全日本労働組合会議	全労議	港区麻布市兵衛町2 の4海員組合内	(481) 4161 〜3	青婦対策委員会 平井脩博
日本労働組合総同盟	総同盟	港区三田四国町2の6	(451) 8585	婦人対策部 上西正雄
全国石炭鉱業労働組合	全炭鉱	"	(451) 0405	青婦対策部 森 誠
全国造船労働組合 総連	造船 総連	"	(451) 7243	教宣青婦対策部 西本春三
全国化学労働組合同盟	全化盟	"	(451) 5759	青婦対策部 池田志津雄
全国繊維産業労働組合 同盟	全繊維 同盟	"	(451) 5206〜 8,5796	教宣部青年婦人 対策委員会 平井脩博
その他				
全国電力労働組合 連合会	電労連	港区芝三田4の7	(451) 8671	組織部 吉川直和
全日本電機機器労働 組合連合会	電機 労連	品川区大井鈴ヶ森 2257	(451) 3188	青婦対策部 小松克彦
市中銀行従業員組合 連合会	市銀連	中央区日本橋2の2 エンパイヤビル内	(271) 6931 6932	青婦人対策部 水谷富吉
全日本造船労働組合	全造船	渋谷区原宿3の298	(401) 3264 4677	青年婦人対策部 馬場貞雄
全国蚕糸労働組合 連合会	全蚕連	中央区京橋3の2 片倉ビル内	(281) 4806	婦人対策部 吉田止久子
全国生命保険労働組合 連合会	全生保	中央区日本橋兜町 3の6	(671) 5551	婦人部 富張正子

全日本百貨店労働組合 連合会	全百連	台東区下車坂町9	(841) 1078	婦人部 三重野正明
全国地方銀行従業員 組合連合会	地銀連	港区青山南町6の120	(401) 0982 0983	組織青婦対策部 福田武三
全日本損害保険 労働組合	全損保	中央区京橋2の3	(561) 4225 4291	青婦対策部 林田昭一
全日本ホテル労働組合 連合会	ホテル 労連	港区芝新橋7の12	(431) 1809	青年婦人対策部 中島俊昭
全国旅館従業員組合	全旅従	台東区車坂町94	(831) 2304	婦人対策委員会 坂本房太郎

注. 労働省婦人少年局調

1960年11月15日印刷・発行

労働組合のなかの婦人

—— 1960年にならぬ女びり ——

読者のための資料 第75号

東京都千代田区大塚4-1-27

編集者 労働組合のなかの婦人
印刷所 徳和印刷株式会社